

令和4年度

定期監査結果報告書
(年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

令和5年9月

北海道監査委員

令和4年度 定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査の概要	
1	監査結果報告について	1
2	監査実施期間及び対象部局	1
3	監査の重点項目	1
4	監査の実施内容	1
5	監査結果の区分	2
6	監査結果と所見	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	態様別の主な監査結果	4
(1)	不適切な会計処理等に関する監査結果	4
(2)	公金の亡失等に関する監査結果	5
(3)	収入確保の視点に関する監査結果	5
(4)	経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果	6
(5)	合規性の視点に関する監査結果	7
(6)	公用車による交通事故等に関する監査結果	11
(7)	公有財産の損傷等に関する監査結果	11
第3	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	13
2	態様別の主な監査結果	13
(1)	経営に係る事業の管理に関する監査結果	13
(2)	合規性の視点に関する監査結果	14
	(別記1) 態様別監査結果一覧	15
	(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日	34

第1 監査の概要

1 監査結果報告について

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準（令和2年3月27日監査委員会議決定）に準拠し実施した令和4年度の定期監査の結果について、総括的な報告を行うもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、議会、知事等に提出し公表するものである。

2 監査実施期間及び対象部局

令和4年11月から令和5年7月までの間に、道の全413部局を対象として監査を実施した。

3 監査の重点項目

監査は、令和4年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 一般会計及び特別会計、公営企業会計

ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等について

イ 契約手続の公正性、透明性及び競争性の確保について

ウ 経済性について

(2) 公営企業会計

経営の改善について

4 監査の実施内容

(1) 道の全413部局のうち、203部局について実地監査を実施し、210部局について書面監査を実施した。

(単位：部局)

会計	区分	本庁	出先機関等	監査実施計	監査実施計	
					実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局 (建設部を含む。)	9(9)	52(53)	61(62)	53(51)	8(11)
	各種委員会等事務局	5(5)	-	5(5)	5(5)	-
	教育庁	1(1)	269(269)	270(270)	107(101)	163(169)
	警察本部	1(1)	69(69)	70(70)	31(36)	39(34)
	計	16(16)	390(391)	406(407)	196(193)	210(214)
公営企業会計	建設部 (公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計)	1(1)	-	1(1)	1(1)	-
	企業局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1(1)	-	1(1)	1(1)	-
	道立病院局 (病院事業会計)	1(1)	5(5)	6(6)	6(6)	-
	計	3(3)	5(5)	8(8)	8(8)	-
合計		19(19)※	395(396)	414(415)※	204(201)※	210(214)

※ 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上しているため、部局実数は本庁18部局、監査実施413部局、実地監査部局は203部局であり、()内は令和3年度の部局数。

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する聴取を行い、内容を確認した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類その他関係書類の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

5 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善が必要である事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善が必要である事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

6 監査結果と所見

上記により監査した限り、道の全413部局のうち323部局で監査対象とした事務は、総体として適正であると認められるが、90部局において、是正又は改善が必要である事項が252件あり、その内訳は、指摘事項84件、指導事項161件及び検討事項7件となっている。これらの令和2年度から令和4年度までの推移は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局		指摘事項	指導事項	検討事項	計
一般会計及び特別会計	R2	65部局	81	108	3	192
	R3	91部局	86	135	5	226
	R4	83部局	77	143	7	227
公 営 企 業 会 計	R2	5部局	5	6	—	11
	R3	8部局	5	17	—	22
	R4	8部局	7	18	—	25
計	R2	70部局	86	114	3	203
	R3	99部局	91	152	5	248
	R4	91部局	84	161	7	252

※ 表中では、建設部を「一般会計・特別会計」と「公営企業会計」のそれぞれに計上しており、部局実数は、令和2年度は69部局、令和3年度は98部局、令和4年度は90部局である。

また、態様別の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

態 様	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
不適切な会計処理等	5	16	9	-	1	-	-	-	-	5	17	9
公金の亡失等	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
収入確保	5	5	5	3	3	4	-	-	-	8	8	9
経済性、効率性及び有効性	1	4	2	3	15	15	1	3	4	5	22	21
合 規 性	31	30	33	84	103	135	2	2	3	117	135	171
交通事故等	3	3	5	17	23	4	-	-	-	20	26	9
公有財産の損傷等	34	30	26	5	7	3	-	-	-	39	37	29
経営に係る事業の管理	4	3	3	-	-	-	-	-	-	4	3	3
そ の 他	2	-	-	2	-	-	-	-	-	4	-	-
計	86	91	84	114	152	161	3	5	7	203	248	252

※ 令和3年度の指摘事項等の合計248件のうち重点項目に係るものは28件、令和4年度の指摘事項等の合計252件のうち重点項目に係るものは27件となっている。

上記のとおり、令和4年度の監査においても、多くの指摘事項等が見受けられた。特に、職員が故意や怠慢などにより法令等の規定に違反したのものや、予算の執行及び財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っていたものなどの「不適切な会計処理等」については、過去の監査においても繰り返し是正又は改善を求めてきているが、令和4年度も多くの指摘事項があったことは、深く憂慮する事態である。各部局においては、基本的な法令等の遵守の徹底、内部牽制の充実強化等が強く求められる。

北海道監査委員としては、今後とも、合規性のみならず、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から厳正な監査を実施していく。

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

令和4年度の一般会計及び特別会計に係る指摘事項等の態様別及び部局別の件数は、次のとおりである。

(単位：部局、件)

態 様	知事部局 (37)				教育庁 (29)				警察本部 (17)			
	指摘事項	指導事項	検討事項	計	指摘事項	指導事項	検討事項	計	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不適切な会計処理等	8	-	-	8	1	-	-	1	-	-	-	-
公金の亡失等	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
収入確保	5	2	-	7	-	1	-	1	-	1	-	1
経済性、効率性及び有効性	1	8	2	11	1	4	1	6	-	3	1	4
合 規 性	23	86	3	112	2	22	-	24	4	9	-	13
交通事故等	1	1	-	2	2	2	-	4	2	1	-	3
公有財産の損傷等	14	2	-	16	5	1	-	6	7	-	-	7
経営に係る事業の管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	52	99	5	156	11	30	1	42	14	14	1	29

※1 () の数字は、是正又は改善を求めた部局数。

※2 各種委員会等事務局については、是正又は改善を求めた部局の該当なし。

※3 指摘事項等の合計227件のうち、重点項目に係るものは24件となっている。

2 態様別の主な監査結果

上記第2の1の表中の態様ごとに主な監査結果を記載する。主な監査結果のうち、重点項目に関するものについては、㊟を付記している。なお、全ての監査結果は「態様別監査結果一覧」として15頁以降に記載している。

(1) 不適切な会計処理等に関する監査結果

職員が故意や怠慢などにより法令等の規定に違反したのものや、予算の執行及び財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っていたものなどに関する監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 春播小麦原種ほ経營業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。(空知総合振興局)

イ 業務委託契約を締結する場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、業務を行っていたものが、4件、32万4,060円あった。

また、上記のうち、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託するときは、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、2件、8万2,060円あった。

さらに、物品の購入等の代金の支払いにおいて、書面により支払の時期を明らかにしないときは相手方が適法な支払請求をした日から15日以内に、契約書に基づき相手方から適法な支払請求書を受理したときは30日以内に、それぞれ支払うこととされているが、これらの期限を越えて支出しているものが、上記を含め、133件、668万5,329円あった。(経済部)

ウ 生活保護費の支給が過大となっているものなど

生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているもの、支給が過少となっているもの、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているもの、治療材料費や訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものがあった。

(単位：世帯、件、円)

内容	根室振興局			渡島総合振興局		
	世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額
生活扶助等の支給が過大となっているもの	11	24	2,103,366	33	51	2,763,359
生活扶助等の支給が過少となっているもの	7	10	613,522	25	28	274,662
一時扶助費が未支給となっているもの	8	34	501,962	1	12	37,060
医療費等が未払いとなっているもの	6 医療機関等	23	105,709	1 医療機関	17	40,700

エ 防火管理者について、消防法では、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないが、また、これを解任したときも、同様とされているが、これらの届出を平成13年6月の届出以降行っていない。

(原子力環境センター)

オ 高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。

(釧路教育局)

カ 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていないことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。

(旭川子ども総合療育センター)

キ 庁舎管理の委託業務において、支出手続を怠り、私費により支払っているものが、4件、46万8,215円あった。

また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したとする虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。

(十勝総合振興局)

ク 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、管理職員が意図的に実績時間を少なく書き換えたことから、時間外勤務手当が未支給となっているものが、1名分、4万3,872円あった。

(農政部)

(2) 公金の亡失等に関する監査結果

公金の亡失等に関する監査結果は次のとおりである。

《指摘事項》

捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得があった。

(士別警察署)

(3) 収入確保の視点に関する監査結果

道税収入や税外諸収入について、多額の収入未済額が生じているものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 道税収入に係る事項

道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税に加え、令和4年度からは、電子マネーによる納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取組を継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然としてその額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と、滞納の実態に応じた更なる徴収対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。

(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
R3	627,621,831	618,826,842	710,123	8,084,866	98.6
R4	656,198,337	648,812,713	444,974	6,940,650	98.9

イ 税外諸収入に係る事項

税外諸収入のうち、収入未済額が1億円以上のものは、次のとおりである。

(単位：千円、%)

部局名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収納率	
					R3	R4	R3	R4
経済部	中小企業高度化資金貸付金収入等	8,432,031	509,411	0	7,883,292	7,922,620	6.3	6.0
保健福祉部	母子福祉資金貸付金収入等	3,460,993	1,202,452	131,667	2,259,502	2,126,874	35.6	34.7
建設部	道営住宅使用料収入等	5,674,878	5,116,585	147,318	561,748	410,975	89.6	90.2
水産林務部	林業・木材産業改善資金貸付金収入等	214,820	64,687	0	152,036	150,133	31.7	30.1

(4) 経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果

経費節減等が可能なもの（経済性）、コストに見合った成果が上がっていないもの（効率性）及び目的に見合った成果が上がっていないもの（有効性）に関する主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分することとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,300円あった。(重) (オホーツク教育局)

イ 道産チーズ消費拡大イベントに係る動画の撮影・映像編集作業の契約において、イベント開催の内容を十分に検討した上で契約を締結する必要があったが、これを行っていなかったことから、イベントの開催が中止となり、当該契約の解除に係るキャンセル料を支払っているものが、1件、7万7,000円あった。(重) (農政部)

《検討事項》

ア 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあった。

このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地の適切な管理について検討する必要がある。(重) (高等聾学校(教育庁検討事項))

イ 北海道公式ホームページへの広告掲載については、毎年度、広告掲載を希望する者を公募し、広告を掲載する者から広告掲載料を徴収している。

北海道公式ホームページ広告掲載要領によると、公募は、広告枠を新たに設置したとき又は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるとされているが、令和4年度の募集枠8枠について、広告掲載に至ったのは2枠と、募集枠を大幅に下回る状況

となっている。

このような状況を踏まえ、幅広く事業者等に対する周知や働きかけを行ったり、魅力ある広告枠となるよう改善したりするなど、収入の確保に向けた取組について、検討する必要がある。(重) (総合政策部)

ウ 道が出資している団体について、近年の財産及び損益状況を確認したところ、売上高や当期純利益の減少により一株当たり純資産が出資当初に比べ大幅に減少している団体があるので、株主総会等の機会を利用するなどして、団体への助言や関係機関との連携等により、厳しい経営状況の改善に向けた出資による財産的権利の有効活用を検討する必要がある。(重) (総合政策部)

エ 普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の職員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給するとされ、留置施設嘱託医師の報酬については、条例による特別職非常勤職員の月額報酬を適用し、毎月21日までに支給することとしている。

しかし、留置施設嘱託医師の年間勤務日数を確認したところ、5日以下の警察署が全道64署中24署あり、そのうち勤務日数が1日しかない警察署が13署ある状況となっていた。

このような状況は、近年実施している留置施設の利用の集約化等により、被留置者収容定員が少数の警察署において、留置施設嘱託医師の毎月あった勤務がなくなったことなどによると考えられるため、全道の実態を把握し、現在、月額制で支給している留置施設嘱託医師の報酬を、勤務実態にあわせて日額制や月額と日額の併用制の支給方法にするなどの改善について、検討する必要がある。(重) (警察本部)

(5) 合规性の視点に関する監査結果

法令等に違反しているもの(不適切な会計処理等に該当するものを除く。以下同じ。)に関する主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 総則に係る事項

産業医の委嘱及び合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の締結において、権限を有しない者が専決しているものがあった。(上川総合振興局)

イ 収入に係る事項

収入証紙が貼付された申請書等を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、175件、98万1,650円分あった。(遠軽高等学校)

ウ 支出に係る事項

(7) 時間外勤務手当の支給については、勤怠管理システムから人事給与システムに自動連携されることとなっているが、誤って人事給与システムへ重複した入力を行ったことから、過払いとなっているものが、2名分、12万2,473円あった。(日高振興局)

(4) 公用車を運行した場合の時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に現に公用車の運行業務を行った職員に限られるが、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行っていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが3名分、3万1,201円、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行ったにもかかわらず、未支給となっているものが5名分、7万492円あった。(水産林務部)

(ウ) 旅費の支出において、旅行命令簿兼旅費請求書には旧姓を使用できないが、これを使用して作成し、請求を行っているものが、3件、44万3,620円あった。
(釧路総合振興局)

(エ) 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、事業着手日前の経費を補助対象経費として額の確定を行っているものが、1件、46万1,000円あった。㊦
(釧路総合振興局)

(オ) 補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、事業完了期限日までに当該支払が完了していないにもかかわらず、完了したのものとして、当該日を事業完了日とした実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあった。㊧
(総合政策部)

(単位：件、円)

補助事業名	件数	金額
ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業	1	67,286,890
地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12,091,220

(カ) 月額による報酬のみを支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬については、勤務当月の21日までに支給することとされているが、翌月21日に支給したため、支払遅延となっているものが4件、25万1,600円、そのうち未支給となっているものが、1件、6万2,900円あった。
(根室振興局)

(キ) 駐在所等を訪れる住民に提供するお茶等の購入を行う来訪者応接費において、購入した場合は、来訪者応接用物品購入報告書に所要の事項を記載し、応接に要する物品のみが記載された領収書又はレシートを添付の上、警察署長に報告し、支給することとされているが、購入した応接物品の種類及び数量について、報告書及び領収書等に記載されていないものが、令和元年度から令和4年度までの期間において、40件、12万9,035円あった。
(稚内警察署)

(ク) 庁舎別館の身体障がい者等の来庁用駐車場として使用する目的で、道が有償で借り受けている駐車場について、職員に駐車許可を与えたため、目的外に使用しているものが、1件、6万9,766円相当あった。
(釧路総合振興局)

(ケ) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の検査に関する業務に係る委託料については、契約に基づき、受託者からの請求があった日から起算して30日以内に支払わなければならないが、受託者からの請求があったにもかかわらず、支出を行っていないものが、77件、2億1,223万6,940円、この期限を越えて支出しているものが、69件、1億3,782万9,250円あった。
(保健福祉部)

(コ) 特定医療の支給認定を受けている難病患者から、支給認定の有効期限の更新について申請があったときは、当該更新が必要であると認められるものについて、新たな有効期間を記した医療受給者証を交付することとなるが、事務処理の遅滞により、当該更新前の有効期間の終期までに新たな医療受給者証の交付ができなかったため、当該更新前の有効期間の終期を延長する措置をとることとし、その周知のための通知を医療機関や申請者等に行ったことから、当該通知に係る費用として、3件、575万640円の不経済な支出を行っているものがあった。

なお、新たな有効期間が記された医療受給者証が交付されなかったことにより、医療機関を受診した難病患者が一時的に負担した特定医療に要した費用について、後日、患者に償還払いの手続きを行わせているものが、413件あった。

(保健福祉部)

エ 契約に係る事項

(7) 契約金額が割高となっているもの

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	内 容
保 健 福 祉 部	1	321,795	[北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務契約] 予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となった。
環 境 生 活 部	4	274,890	[研修事業等に係る委託契約] 予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となった。
根 室 教 育 局	1	99,000	[支援学校前庭張芝工事] 共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となった。
計	6	695,685	

(イ) 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	内 容
建 設 部	1	73,678,000	[大規模改造電気設備工事] 入札時の評価点を誤ったことから、本来の落札者とは異なる者を落札者として契約締結し、その後、契約を解除していた。
農 業 大 学 校	1	7,412,900	[庁舎等清掃業務] 予定価格の積算に計上した経費の一部を算入しなかったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約していた。
紋別高等看護学院	1	5,544,000	[寄宿舎賄業務委託契約] 無権代理人の提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結していた。
オホーツク総合振興局	1	2,101,000	[庁舎清掃委託契約] 入札書の記載金額を加除訂正した場合は、当該入札書を無効としなければならないが、これを有効としていた。
総 合 政 策 部	1	1,753,950	[調査業務委託契約] 入札参加資格を有しない者と契約していた。

旭川方面本部	1	1,324,400	[物品購入契約] 入札参加資格を有しない者と契約していた。 また、納品された物品の一部は要求仕様を満たしていなかった。
旭川児童相談所	1	1,203,400	[庁舎清掃業務] 最低制限価格の算出に当たり、消費税等の率を誤ったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約していた。
経 済 部	1	1,045,000	[庁舎環境衛生管理業務] 無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札書に係る入札者と契約を締結していた。
紋 別 警 察 署	1	91,751	[クリーニングに係る単価契約] 見積合わせの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としていた。
計	9	94,154,401	

(ウ) 安全キャビネット・クリーンベンチ保守点検業務等の委託契約において、契約書により契約を締結するときの締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印をする日とし、これを遡及させる扱いをしてはならないが、契約締結日を遡及しているものが、3件、185万7,834円あった。(宗谷総合振興局)

(イ) 林道等用地に係る土地賃貸借契約について、随意契約の相手方と契約書を作成して契約を締結する場合は、契約の相手方を決定した日から7日以内に行わなければならないが、これを越えて契約を締結し、契約書の月日を遡って記載しているものが、7件、8万9,500円あった。

また、当該賃貸借契約に係る賃借料は、毎年9月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、18件、27万8,300円あった。

(日高振興局)

(オ) し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことから、予定価格が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、110万6,277円あった。(松前警察署)

(カ) 自動車賃貸借契約において、随意契約によることができる金額は、予定価格が80万円を超えない場合とされているが、これを超えているにもかかわらず随意契約としているものがあった。(重)(日高振興局)

《検討事項》

ア さけ・ます保護水面管理委託業務においては、保護水面等管理委託事務処理要領の中で、委託業務の内容を定めた業務処理要領が示されており、これに基づいて契約を締結しているが、遡上親魚の計数等を調査するなどの業務の一部については、具体的にどのような実績を求めている業務であるかが明確になっていないため、本来、実績の報告が必要な業務であるにもかかわらず、該当しない業務であると誤認して委託先に業務実績を報告させていないものがあることから、保護水面等管理委託事務処理要領を改正するなど、具体的な業務内容や実績報告の記載方法について検討する必要がある。(留萌振興局(水産林務部検討事項))

イ 施業道用地として借用している土地の賃借料については、近隣の取引事例地の価格を補正するなどした標準価格により当該土地の評価額を算定した上で、地域の実態を調査した結果に基づく乗率により賃借料の年額を算定したとしているが、取引事例地を採用した際や乗率を調査した際の関係書類を保管しておらず、算定の根拠が確認できない状況にあることから、算定に当たっての根拠となる関係書類については、適切に保管されるよう各総合振興局等に通知するなど、その取扱いについて検討する必要がある。
(留萌振興局(水産林務部検討事項))

ウ 公用車の運行管理に必要な各種事務手続は、北海道庁用自動車管理規程等により定められているが、レンタカーを借り上げ、職員に当該レンタカーの運行を命ずる際の運行管理者による運行命令、当該職員による運行管理者への運行状況の報告及び「公用車運転に係る飲酒運転確認簿」の整理の手続が行われていない部局が散見されることから、レンタカーの運行に係る手続について明確にするとともに、運行管理者への周知等について検討する必要がある。
(総務部)

(6) 公用車による交通事故等に関する監査結果

公用車の交通事故等により賠償金、修繕費用等が生じたものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 公用車による交通事故に係る事項

公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、3件、842万5,149円の支出があった。(本部のほか、警察署を含む。)
(警察本部)

イ 行政事故に係る事項

道立高等看護学院において、教員による学生へのハラスメント行為があり、賠償金として、12名分、755万7,500円の支出があった。
(保健福祉部)

ウ 管理瑕疵に係る事項

(7) 給水管の管理瑕疵による破断、漏水事故が発生し、展示会の物販商品等が水濡れ汚損したため、賠償金として、1件、215万611円の支出があった。(近代美術館)

(4) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、156万9,240円の支出があった。
(警察本部)

(7) 学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、124万7,657円の支出があった。
(小樽潮陵高等学校)

(7) 公有財産の損傷等に関する監査結果

公有財産の損傷や物品の損傷により修繕費用等が生じたり、物品の亡失があったりしたものである。主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 公有財産の損傷に係る事項

消防防災ヘリコプターの損傷が発生し、修繕費用等として、172万466円の支出があった。
(総務部)

イ 物品の損傷に係る事項

【修繕費用の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
岩見沢農業高等学校	1	285,111	ホイールローダ
函館中央警察署	1	143,000	防犯カメラシステム
室蘭警察署	1	110,616	パーソナルコンピュータ
北の森づくり専門学院	2	101,640	スノーモービル
上川総合振興局	1	79,200	パーソナルコンピュータ
旭川方面本部	1	78,650	車載式速度測定装置
空知総合振興局	1	70,400	パーソナルコンピュータ
経 済 部	1	64,350	パーソナルコンピュータ
宗谷総合振興局	1	61,446	パーソナルコンピュータ
江別警察署	1	51,546	パーソナルコンピュータ
総合政策部	1	50,820	パーソナルコンピュータ
計 11 部局	12	1,096,779	

ウ 物品の亡失に係る事項

部 局 名	亡 失 物 品
千歳北陽高等学校	機械警備用電子キー
胆振教育局	公用スマートフォン
後志総合振興局	機械警備用電子キー、公用スマートフォン
函館養護学校	共通乗車券
教育研究所	生徒実習システム用スピーカー
宗谷総合振興局	デジタルカメラ
帯広警察署	救助活動用具等
上川総合振興局	ドローン
胆振総合振興局	公用車の鍵、ポケットGPS
総合政策部	共通乗車券
北 警 察 署	共通乗車券
警 察 本 部	共通乗車券
中央児童相談所	公用車の鍵
水産林務部	公用スマートフォン
計 14 部局	

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

令和4年度の公営企業会計に係る指摘事項等の態様別及び部局別の件数は、次のとおりである。

(単位：部局、件)

態 様	建設部 (1) (公共下水道事業会計及び 流域下水道事業会計)				企業局 (1) (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)				道立病院局 (6) (病院事業会計)			
	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計	指摘 事項	指導 事項	検討 事項	計
	不適切な会計処理等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公金の亡失等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収入確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済性、効率性及び有効性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 規 性	-	2	-	2	-	1	-	1	4	15	-	19
交通事故等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公有財産の損傷等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営に係る事業の管理	2	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	1
計	2	2	-	4	-	1	-	1	5	15	-	20

※1 ()の数字は、是正又は改善を求めた部局数。

※2 指摘事項等の合計25件のうち、重点項目に係るものは3件となっている。

2 態様別の主な監査結果

上記第3の1の表中の態様ごとに主な監査結果を記載する。主な監査結果のうち、重点項目に関するものについては、(重)を付記している。なお、全ての監査結果は「態様別監査結果一覧」として32頁以降に記載している。

(1) 経営に係る事業の管理に関する監査結果

事業の経営について、多額の純損失や未処理欠損金が生じているものに関する監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が3億3,599万7,324円となり、未処理欠損金は545億5,216万2,423円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。(重) (道立病院局)

イ 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億9,245万6,449円、未処理欠損金は108億8,075万4,812円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。(重) (建設部)

ウ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1,854万531円、未処理欠損金が4億2,096万5,495円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。(重) (建設部)

(2) 合規性の視点に関する監査結果

法令等に違反しているものに関する主な監査結果は、次のとおりである。

《指摘事項》

ア 支出に係る事項

職員の私費立替払は、緊急かつ予期しない経費又は軽微な経費について、職員がやむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に行うことができ、その場合は、立て替えた職員に対し、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、学会への参加費等の支出について、資金前渡の手続によらず、企業出納員から立て替えた職員へ支払っているものが、8件、8万8,000円あり、このうち、参加決定後に企業出納員から主催者へ直接参加費等を支払うことが可能であったものなど、私費立替払の必要がなかったものが、5件、5万3,500円、決定書による参加決定前に私費立替払を行っているものが、1件、9,000円あった。(緑ヶ丘病院)

イ 契約に係る事項

(7) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていないかった。

なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。

(江差病院)

(4) 契約金額が割高となっているもの

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	内容
道立病院局	1	6,201,360	[道立病院院内保育所保育業務委託契約] 業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となった。
江差病院	1	5,756,520	[ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務] 業務処理要領に定めのない性能検査等の業務を積算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となった。
計	2	11,957,880	

(別記1) 態様別監査結果一覧

全ての指摘事項、指導事項及び検討事項を「第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第3 公営企業会計に係る定期監査結果」の態様別により整理した。

【第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

(1) 不適切な会計処理等に関する監査結果

監査結果の態様別区分		部 局 名																																														
《指摘事項》																																																
ア	春播小麦原種ほ経營業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。	空知総合振興局 ※																																														
イ	生活保護費の支給が過大となっているものなど 生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているもの、支給が過少となっているもの、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているもの、治療材料費や訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものがあった。 (単位：世帯、件、円)	左表部局名のとおり ※																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="3">根室振興局</th> <th colspan="3">渡島総合振興局</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>世帯数等</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>世帯数等</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助等の支給が過大となっているもの</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>2,103,366</td> <td>33</td> <td>51</td> <td>2,763,359</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活扶助等の支給が過少となっているもの</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>613,522</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>274,662</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一時扶助費が未支給となっているもの</td> <td>8</td> <td>34</td> <td>501,962</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>37,060</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費等が未払いとなっているもの</td> <td>6 医療機関等</td> <td>23</td> <td>105,709</td> <td>1 医療機関</td> <td>17</td> <td>40,700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内容	根室振興局			渡島総合振興局			備考	世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額	生活扶助等の支給が過大となっているもの	11	24	2,103,366	33	51	2,763,359		生活扶助等の支給が過少となっているもの	7	10	613,522	25	28	274,662		一時扶助費が未支給となっているもの	8	34	501,962	1	12	37,060		医療費等が未払いとなっているもの	6 医療機関等	23	105,709	1 医療機関	17	40,700		
内容	根室振興局			渡島総合振興局			備考																																									
	世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額																																										
生活扶助等の支給が過大となっているもの	11	24	2,103,366	33	51	2,763,359																																										
生活扶助等の支給が過少となっているもの	7	10	613,522	25	28	274,662																																										
一時扶助費が未支給となっているもの	8	34	501,962	1	12	37,060																																										
医療費等が未払いとなっているもの	6 医療機関等	23	105,709	1 医療機関	17	40,700																																										
ウ	防火管理者について、消防法では、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないが、これを解任したときも、同様とされているが、これらの届出を平成13年6月の届出以降行っていないかった。	原子力環境センター ※																																														
エ	高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。	釧路教育局 ※																																														
オ	時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていないことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。	旭川子ども総合療育センター ※																																														
カ	庁舎管理の委託業務において、支出手を怠り、私費により支払っているものが、4件、46万8,215円あった。 また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したとする虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。	十勝総合振興局 ※																																														
キ	業務委託契約を締結する場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、業務を行っていたものが、4件、32万4,060円あった。 また、上記のうち、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託するときは、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、2件、8万2,060円あった。 さらに、物品の購入等の代金の支払いにおいて、書面により支払の時期を明らかにしないときは相手方が適法な支払請求をした日から15日以内に、契約書に基づき相手方から適法な支払請求書を受理したときは30日以内に、それぞれ支払うこととされているが、これらの期限を越えて支出しているものが、上記を含め、133件、668万5,329円あった。	経済部 ※																																														

ク 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、管理職員が意図的に実績時間を少なく書き換えたことから、時間外勤務手当が未支給となっているものが、1名分、4万3,872円あった。	農政部
---	-----

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(2) 公金の亡失等に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部 局 名
《指摘事項》 捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得があった。	士別警察署 ※

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(3) 収入確保の視点に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部 局 名
ア 道税収入に係る事項	
《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの 道税収入については、道と市町村による共同催告や共同徴収、預貯金や給与の差押え、クレジットカード納税やコンビニ納税に加え、令和4年度からは、電子マネーによる納税を推進し、納税者の利便性を図るなどの取組を継続し、収入未済の発生防止に努めてきたところであるが、依然としてその額は多額となっている。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、自主納税の一層の促進と、滞納の実態に応じた更なる徴収対策を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	総務部
イ 税外諸収入に係る事項	
《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの	
(7) 中小企業高度化資金貸付金収入等 中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等について、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	経済部
(4) 母子福祉資金貸付金収入等 母子・寡婦に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、連帯保証人への催告を実施することや過年度未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	保健福祉部
(7) 道営住宅使用料収入等 道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催など収入確保に努めているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	建設部
(エ) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	水産林務部
《指導事項》収入未済額が1,000万円以上となっているもの（上記指摘事項を除く。）	
(7) 感染防止対策協力支援金 飲食店等に対する感染防止対策協力支援金について、通報などにより判明した不正受給者に対して返還金の調定を行っているが、履行期限までに完納されずに、収入未済額が多額となっているので、引き続き収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。	経済部

(イ) 放置違反金収入 放置違反金については、電話、文書、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与、自動車などの差押えに加え、令和4年度からは、販売収益の差押えなどの滞納処分を積極的に実施するとともに、引き続きインターネット公売を活用するなどの徴収対策の強化により、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	警察本部
(ウ) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人へ催告するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	教育庁
(エ) 農業改良資金貸付金収入 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、引き続き滞納の実態に応じた効果的な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	農政部

(4) 経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果

監査結果の態様別区分		部 局 名
ア 収入に係る事項		
《検討事項》		
北海道公式ホームページへの広告掲載については、毎年度、広告掲載を希望する者を公募し、広告を掲載する者から広告掲載料を徴収している。 北海道公式ホームページ広告掲載要領によると、公募は、広告枠を新たに設置したとき又は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるとされているが、令和4年度の募集枠8枠について、広告掲載に至ったのは2枠と、募集枠を大幅に下回る状況となっている。 このような状況を踏まえ、幅広く事業者等に対する周知や働きかけを行ったり、魅力ある広告枠となるよう改善したりするなど、収入の確保に向けた取組について、検討する必要がある。 (重)	総合政策部	
イ 支出に係る事項		
《指摘事項》		
(ア) 廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分することとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,300円あった。 (重)	オホーツク教育局	※
(イ) 道産チーズ消費拡大イベントに係る動画の撮影・映像編集作業の契約において、イベント開催の内容を十分に検討した上で契約を締結する必要があったが、これを行っていなかったことから、イベントの開催が中止となり、当該契約の解除に係るキャンセル料を支払っているものが、1件、7万7,000円あった。 (重)	農政部	
《指導事項》		
(ア) モバイルWi-Fi通信契約において、新たに設定された割安なプランへの変更を行わなかったことから、データ通信料金が過大となり、不経済な支出となっているものが、1件、1万560円あった。 (重)	日高教育局	※
(イ) 旅費の支給において、出発時刻が早朝になるなどとして、宿泊を伴う旅行命令を行ったが、特別急行列車の利用を検討していれば、日帰りの旅行命令が可能であったことから、宿泊料等が不経済となっているものが、1件、1万480円あった。 (重)	空知総合振興局	※
(ウ) 災害発生時用備蓄品の購入において、当該購入数量について、十分検討せずに、整備計画に基づいた必要数量を超えて購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万4,300円あった。 (重)	オホーツク教育局	※
(エ) 電気料金の支出について、灯火式可変標識の標識字幕の破損により標識が機能していないのに電気料金を支払っていたため、不経済な支出となっているものが、平成30年度から令和4年度までの期間において、1件、3万2,754円あった。 (重)	北見方面本部	※
(オ) 物品の賃貸借契約において、取得可能な価格以上の金額で短期間の賃貸借契約を締結したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万7,908円あった。 (重)	経済部	

(カ) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの移送については、ワクチンを安定した状態で運ぶ必要があるため、専用車両を確保した上、これを行っているが、ワクチンが入っていない保冷バックの移送についても専用車両を確保し、その費用の支出を行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、2万7,483円相当あった。

保健福祉部

㊦

《検討事項》

普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の職員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給するとされ、留置施設嘱託医師の報酬については、条例による特別職非常勤職員の月額報酬を適用し、毎月21日までに支給することとしている。

しかし、留置施設嘱託医師の年間勤務日数を確認したところ、5日以下の警察署が全道64署中24署あり、そのうち勤務日数が1日しかない警察署が13署ある状況となっていた。

このような状況は、近年実施している留置施設の利用の集約化等により、被留置者収容定員が少数の警察署において、留置施設嘱託医師の毎月あった勤務がなくなったことなどによると考えられるため、全道の実態を把握し、現在、月額制で支給している留置施設嘱託医師の報酬を、勤務実態にあわせて日額制や月額と日額の併用制の支給方法にするなどの改善について、検討する必要がある。

警察本部

㊦

ウ 契約に係る事項

《指導事項》

(7) 庁舎等清掃業務において、受託者から清掃箇所の一部について、一定期間清掃ができない旨の申し出があり、契約に基づき協議を行い、未実施分に係る委託料を減額しないことで合意し、これに基づき支払いを行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万5,840円相当あった。

根室振興局

㊦

※

(イ) 一括することにより競争入札で執行できた契約

予定価格が規則で定める額を超えない場合は随意契約によることができるが、一括して競争入札により契約することが可能であったにもかかわらず、特段の理由もなく、その額を超えない契約に分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。

左表部局名のとおり

㊦

(単位：件)

部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備 考
旭川方面本部	2	工事設計業務委託契約	※
渡島教育局	2	物品購入契約	※

(ウ) 分割したことにより見積書の徴取を省略した契約

随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、見積書の徴取を省略することができる1件あたり30万円未満の契約に分割し、契約していたものがあった。

左表部局名のとおり

㊦

(単位：件)

部 局 名	契約件数	契 約 内 容	備 考
旭川方面本部	3	警備業務委託契約	※
釧路総合振興局	33	物品購入契約	繰り返し契約していた。
石狩振興局	2	物品購入契約	
総務部	4	少額工事契約	

(エ) トイレ清掃業務委託において、悪天候のため受託者から業務ができない旨の申し出があり、契約に基づいて協議のうえ、委託料を減額せずに、未実施日の代替日を定めて業務を行わせたが、当該代替日は生徒が通学しない春季休業日であり、清掃の必要は認められないことから、不経済な支出となっているものが、2件、2万7,176円あった。

宗谷教育局

㊦

エ 財産に係る事項	
《指導事項》	
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、道として利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産関係団体と連携した未利用地情報の発信など、様々な手法により売却や貸付に取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あることから、令和4年9月に設置した道有財産等有識者会議の助言を踏まえ、引き続き売却等の処分の促進を図る必要がある。	総務部
《検討事項》	
(ア) 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあつた。 このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地の適切な管理について検討する必要がある。 (重)	高等聾学校 (教育庁検討事項) ※
(イ) 道が出資している団体について、近年の財産及び損益状況を確認したところ、売上高や当期純利益の減少により一株当たり純資産が出資当初に比べ大幅に減少している団体があるので、株主総会等の機会を利用するなどして、団体への助言や関係機関との連携等により、厳しい経営状況の改善に向けた出資による財産的権利の有効活用を検討する必要がある。 (重)	総合政策部

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(5) 法規性の視点に関する監査結果

監査結果の態様別区分		部 局 名
ア 総則に係る事項		
《指摘事項》		
産業医の委嘱及び合同庁舎構内等除排雪業務委託契約の締結において、権限を有しない者が専決しているものがあつた。	上川総合振興局	
《指導事項》		
(ア) 前渡資金を資金前渡員に発令していない者が取り扱っているものなど		
a 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行うこととされているが、資金前渡員に発令していない者が当該現金を取り扱っているものがあつた。 また、前渡資金については、前渡資金経理簿を備えるとともに、毎月、前渡資金出納計算書を会計管理者等に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。	岩見沢児童相談所 ※ オホーツク総合振興局 ※	
b 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行うこととされているが、資金前渡員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているものがあつた。 また、当該現金を補助執行職員に支払わせる場合は、前渡資金交付一覧表に必要事項を記載の上、補助執行職員から受領した旨の記名又は押印を求めることとされているが、現金を受領した者以外の者が押印しているものや、前渡資金交付一覧表を作成していないものがあつた。	後志総合振興局 ※	
(イ) 会計管理者の権限とされている会計事務については、部局長等が任命する会計員が行わなければならないが、会計員に発令されていない者が会計事務に従事しているものがあつた。 また、歳入金に係る現金の収納事務については、会計員である収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているものがあつた。	渡島総合振興局 ※	
(ウ) 物品管理主任が異動した場合には、命解の発令をしなければならないが、これを行っていないあつた。	総務部	
イ 収入に係る事項		
《指摘事項》		
収入証紙が貼付された申請書等を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、175件、98万1,650円分あつた。	遠軽高等学校 ※	

《指導事項》

(7) 授業料の徴収事務が適切でないもの										
a 高等学校授業料において、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請を行った者については、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを誤って徴したうえ、受給資格の認定を受け、授業料に係る債権が存在しない場合は、直接、受給権者に就学支援金を支払うこととされているが、支払っていないものが、1名分、9,900円あった。	千歳高等学校 ※									
b 高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請を行った者からは、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを誤って徴しているものが、1名分、1万9,800円あった。	湧別高等学校 ※									
(i) 現金領収証書における収入取扱員印の押印について、領収証書等の交付を受ける者が未確定のものであって、事前に公印を押印することが適当であると認められるものは、あらかじめ、部局長等の承認を得なければ、白券の領収証書等へ公印を押印してはならないが、部局長等の承認を得ずに、白券の現金領収証書に収入取扱員印を押印しているものがあった。	オホーツク総合振興局									
(j) 現金領収証書管理者は、出張徴収に係る現金領収証書があるときは、出張徴収用現金領収証書管理簿を備えなければならないが、これを備えていなかった。										
(e) 生活保護費戻入について、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	※									
(o) 収入取扱員は、現金出納簿等を作成するとともに、その収入金について、現金等収納払込集計票を作成し、これに現金領収証書の現金領収原符等を添えて検査員に回付し、日常検査を受けなければならないが、これらを行っていないものがあった。	渡島総合振興局 ※									
(k) 督促が遅延しているもの 納付義務者が納期限までに収入金を完納しない場合は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超えて督促しているものがあった。	左表部局名のとおり									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>生活保護費返還金</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>日 高 振 興 局</td> <td>高等学校等進学奨励費補助金等に係る返還金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	内 容	備 考	渡 島 総 合 振 興 局	生活保護費返還金	※	日 高 振 興 局	高等学校等進学奨励費補助金等に係る返還金	
部 局 名	内 容	備 考								
渡 島 総 合 振 興 局	生活保護費返還金	※								
日 高 振 興 局	高等学校等進学奨励費補助金等に係る返還金									
(キ) 調定を行っていないもの										
a 行政財産使用許可に係る使用料金について、歳入を徴収しようとするときは、調定書により調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しなければならないが、これらを行っていないものがあった。	渡島総合振興局 ※									
b 歳入徴収者は、収入金の性質上、随時に収納したときは、会計管理者から送付された領収済通知書等に基づき調定を行わなければならないが、学校保健費負担金等について、これを行っていないものがあった。	宗谷教育局									
c 補助金等の歳入金については、歳入金受入済通知書等の関係書類に基づいて調定をしなければならないが、感染症対策費補助金等について、調定を行っていないものがあった。	保健福祉部									
(f) 郵送現金等の処理において、納入義務者から現金又は有価証券の送付があったときは、現金等整理簿に所要事項を記載し、現金封筒等の関係書類を添付して決裁を受けた後に収納し、送付された現金封筒等の関係書類を現金等整理簿とともに保管することとされているが、現金等整理簿を作成しておらず、郵送封筒等を保管していないものがあった。	上川総合振興局									
(g) 収入取扱員が現金を領収するときは、納付書の合計金額を訂正しているものは取り扱うことはできないが、納税者によって合計金額が訂正された納付書により現金を領収しているものがあった。	胆振総合振興局									

ウ 支出に係る事項

(7) 職員手当	
《指摘事項》	
a 時間外勤務手当の支給については、勤怠管理システムから人事給与システムに自動連携されることとなっているが、誤って人事給与システムへ重複した入力を行ったことから、過払いとなっているものが、2名分、12万2,473円あった。	日高振興局
b 公用車を運行した場合の時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に現に公用車の運行業務を行った職員に限られるが、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行っていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが3名分、3万1,201円、正規の勤務時間外に公用車の運行業務を行ったにもかかわらず、未支給となっているものが5名分、7万492円あった。	水産林務部

《指導事項》

a 職員手当が過払いとなっているもの																									
(a) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象とならない業務を行ったが、誤って支給対象の業務として手当を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,000円あった。	十勝総合振興局 ※																								
(b) 特殊勤務手当の支給において、防疫救済作業手当については、新型コロナウイルス感染症の患者等に接して行う検体採取の作業に従事した場合などに、1日を単位として支給することとされているが、当該作業に従事していない日に支給を行ったことから、過払いとなっているものが、1名、15日分、4万5,000円あった。	上川総合振興局																								
(c) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、4名分、2万3,741円あった。	警察本部																								
b 職員手当が未支給となっているもの																									
(a) 休日勤務手当を支給すべき勤務において、休日勤務の取扱いを誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万2,676円あった。	千歳高等支援学校 ※																								
(b) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、7名分、4万2,500円あった。 (単位：名、円)	左表部局名のとおり																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人数</th> <th>未支給額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク教育局</td> <td>1</td> <td>6,000</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>札幌道税事務所</td> <td>1</td> <td>7,000</td> <td>実績簿及び整理簿を作成していなかった。 ※</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>2</td> <td>7,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部</td> <td>3</td> <td>22,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>42,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	人数	未支給額	備 考	オホーツク教育局	1	6,000	※	札幌道税事務所	1	7,000	実績簿及び整理簿を作成していなかった。 ※	釧路総合振興局	2	7,000		総 務 部	3	22,500		計	7	42,500	
部 局 名	人数	未支給額	備 考																						
オホーツク教育局	1	6,000	※																						
札幌道税事務所	1	7,000	実績簿及び整理簿を作成していなかった。 ※																						
釧路総合振興局	2	7,000																							
総 務 部	3	22,500																							
計	7	42,500																							
(c) 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員が当該勤務をしたときは、時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、1名分、7,941円あった。	環境生活部																								
c 職員手当が過払い及び未支給となっているものなど																									
(a) 管理職員特別勤務手当の支給において、週休日の振替等が行われた勤務日に対して誤って手当を支給したことなどから過払いとなっているものが、1名分、7,000円、未支給となっているものが、3名分、1万7,500円あった。 また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について、手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、5,964円あった。	オホーツク総合振興局 ※																								
(b) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象とならない業務を行ったが、誤って支給対象の業務として手当を支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、1万7,000円あった。 また、時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員が当該時間に勤務したときは、時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、6,896円あった。	渡島総合振興局 ※																								
d その他																									
前年度監査において、時間外勤務手当を支給するに当たり、適用する支給割合を誤ったことから過払いが生じていたため、適切に処理するよう指導したが、3名分、2,456円について、返納に係る事務処理を行っていなかった。	十勝総合振興局 ※																								

(イ) 報償費

《指摘事項》

駐在所等を訪れる住民に提供するお茶等の購入を行う来訪者応接費において、購入した場合は、来訪者応接用物品購入報告書に所要の事項を記載し、応接に要する物品のみが記載された領収書又はレシートを添付の上、警察署長に報告し、支給することとされているが、購入した応接物品の種類及び数量について、報告書及び領収書等に記載されていないものが、令和元年度から令和4年度までの期間において、40件、12万9,035円あった。	稚内警察署 ※
--	---------

《指導事項》

講師謝金に係る報償費を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書によって支出負担行為の決定をしなければならないが、これを行わずに事業を実施し、事後に作成した決定書により報償費を支出しているものが、1件、3万3,000円あった。

日高振興局

(ウ) 旅費

《指摘事項》

旅費の支出において、旅行命令簿兼旅費請求書には旧姓を使用できないが、これを使用して作成し、請求を行っているものが、3件、44万3,620円あった。

釧路総合振興局

※

《指導事項》

a 会計年度任用職員であるスクールカウンセラーが通勤のために要する費用については、その相当額を費用弁償として支給することとされているが、スクールカウンセラーの通勤区間のうち、学校職員が送迎を行った区間について、通勤手当相当額を支給したことから、費用弁償の額が過払いとなっているものが、2件、3,040円あった。
また、自家用車の公用使用により送迎を行った当該職員の旅費について、未支給となっているものが、3件、4,292円あった。

利尻高等学校

※

b 赴任旅費の支出において、過払いとなっているものが、4件、2万2,020円あった。
(単位：件、円)

左表部局名のとおり

部 局 名	件数	過払額	内 容
宗谷総合振興局	2	7,700	移転料の支給対象費用や旅行命令期間を誤った。
出 納 局	2	14,320	経路や対象者を誤った。
計	4	22,020	

(エ) 交際費及び食糧費

《指導事項》

a 交際費及び食糧費については、その執行の規制及び適正化を図ることとしており、決定書は両面の様式を用いることとされているが、片面ごとに作成しているものがあった。

左表部局名のとおり

部 局 名	内 容	備考
後志総合振興局	食糧費	※
胆振総合振興局	交際費	

b 交際費の事実証明が適切でないもの

(a) 交際費については、交際費・食糧費使用決定書により、執行者が事実証明をすることとされているが、ゴム印による執行者の職・氏名の表示のみで、事実の証明を確認できないものがあった。

弟子屈警察署

(b) 懇談に要する経費の執行について、事実証明は出席した本庁課長相当職以上の者が行うものとされているが、出席者の変更手続きを行わなかったことから、出席していない者が事実証明を行っているものが、1件、8,000円あった。

胆振総合振興局

(c) 各種贈呈経費に係る交際費の事実証明は、原則として執行者が行うこととなっており、執行者が特別職のみである場合にあっては、各部の代表課長等が執行者から経過等を確認の上、事実証明を行って差し支えないとされているが、執行者や代表課長等ではなく、事業を所管する担当課長が事実証明を行っていたものが、1件、1万1,440円あった。

経済部

(オ) 使用料及び賃借料

《指摘事項》

庁舎別館の身体障がい者等の来庁用駐車場として使用する目的で、道が有償で借り受けている駐車場について、職員に駐車許可を与えたため、目的外に使用しているものが、1件、6万9,766円相当あった。

釧路総合振興局

《指導事項》

a 自動車の賃貸借契約において、当該契約期間中に賃借していた自動車の自動車検査証の有効期間が満了し、継続検査を受けるため、当該自動車を使用できなかった期間に係る賃貸借料の取扱いについて、契約の相手方と協議するなどして賃貸借料を減額することが可能であったにもかかわらず、これを行わなかったことから、不経済な支出となっているものが、1件、5,500円あった。

教育庁

b 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、これらを行っていないものがあつた。

(カ) 委託料

《指導事項》

請求書の提出を受けることなく支出しているもの
委託料の支出について、支出命令者は、継続的、定期的な経費の支払を除き、債権者から提出を受けた請求書により支出しなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあつた。

左表部局名のとおり

部 局 名	契 約 名	備考
十 勝 総 合 振 興 局	生活困窮者自立相談支援事業委託業務	※
石 狩 振 興 局	広域相談支援体制整備事業委託業務	

(キ) 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

a 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、事業着手日前の経費を補助対象経費として額の確定を行っているものが、1件、46万1,000円あつた。 (重)

釧路総合振興局

b 補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときに補助事業の完了となるが、事業完了期限日までに当該支払が完了していないにもかかわらず、完了したものとして、当該日を事業完了日とした実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあつた。 (重)

総合政策部

(単位：件、円)

補助事業名	件数	金 額	備考
ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業	1	67,286,890	
地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12,091,220	

《指導事項》

負担金を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに支出しているものが、1件、4万円あつた。

原子力環境センター

※

(ク) その他

a 前渡資金

《指導事項》

(a) 資金前渡における私費立替払については、緊急かつ予期しない事態に対応するために、やむを得ず職員が立て替えて支払った場合に、資金前渡により支払うことができるとされているが、資金前渡員から前渡資金の交付を受けた上で支払うことが可能であつたにもかかわらず、私費立替払を行っているものが2件、1万8,500円あつた。

左表部局名のとおり

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	内 容	備考
空 知 総 合 振 興 局	1	10,500	施設等の入場料	※
釧 路 総 合 振 興 局	1	8,000	講習受講料	
計	2	18,500		

(b) 前渡資金による私費立替金の支払について、職員がクレジットカードを使用し、私費立替払を行った場合は、請求書にクレジットカード利用代金明細書の写しを添付して請求しなければならないが、この提出を受けずに支払っているものが、1件、9,829円あつた。

日高振興局

b 支払遅延

《指摘事項》

(a) 月額による報酬のみを支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬については、勤務当月の21日までに支給することとされているが、翌月2日に支給したため、支払遅延となっているものが4件、25万1,600円、そのうち未支給となっているものが、1件、6万2,900円あつた。

根室振興局

※

(b) 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の検査に関する業務に係る委託料については、契約に基づき、受託者からの請求があった日から起算して30日以内に支払わなければならないが、受託者からの請求があったにもかかわらず、支出を行っていないものが、77件、2億1,223万6,940円、この期限を越えて支出しているものが、69件、1億3,782万9,250円あった。	保健福祉部
《指導事項》	
(a) 手指消毒ジェル梱包・搬送業務に係る委託契約において、委託料は契約書に基づき請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、28万1,986円あった。	教育庁
(b) 日額による報酬を支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬については、職務に従事したときの翌月21日までに支給することとされているが、支給が遅延しているものが、11名分、15万円あった。	総務部

c その他

《指摘事項》	
<p>特定医療の支給認定を受けている難病患者から、支給認定の有効期限の更新について申請があったときは、当該更新が必要であると認められるものについて、新たな有効期間を記した医療受給者証を交付することとなるが、事務処理の遅滞により、当該更新前の有効期間の終期までに新たな医療受給者証の交付ができなかったため、当該更新前の有効期間の終期を延長する措置をとることとし、その周知のための通知を医療機関や申請者等に行ったことから、当該通知に係る費用として、3件、575万640円の不経済な支出を行っているものがあった。</p> <p>なお、新たな有効期間が記された医療受給者証が交付されなかったことにより、医療機関を受診した難病患者が一時的に負担した特定医療に要した費用について、後日、患者に償還払いの手続きを行わせているものが、413件あった。</p>	保健福祉部
《指導事項》	
(a) 前金払は、前金で支払をしなければ契約しがたい請負等に要する経費等を支出する場合に限られているが、債権者から提出を受けた請求書により後日支払が可能であるにもかかわらず、前金払により支出しているものが、1件、1万9,000円あった。	オホーツク総合振興局 ※
(b) 収入証紙の誤貼付に伴う還付金について、代理人が領収しようとする場合にあっては、委任状が必要であるが、委任状による受領権限の確認を行わずに支払っているものが、2件、6,200円あった。	上川総合振興局

エ 契約に係る事項

(7) 工事契約

《指摘事項》	
a 契約金額が割高となっているもの 支援学校前庭張芝工事において、共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、9万9,000円あった。	根室教育局 ※
b 落札者とすべきでない者を落札者としているもの 大規模改造電気設備工事において、入札時の評価点を誤ったことから、本来の落札者とは異なる者を落札者として契約締結し、その後、契約を解除しているものが、1件、7,367万8,000円あった。	建設部
《指導事項》	
a 給湯設備改修工事契約において、予定価格調書の作成者は、作成後直ちに封筒に入れ、厳封の上、割印する等慎重な取扱いをしなければならないが、予定価格調書の作成後、これらを行わずに、見積合わせを行っていた。	オホーツク教育局 ※
b 井水給水ポンプ部品交換整備工事において、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。	近代美術館
c 契約金額が割高となっているもの 給湯用循環ポンプ取替工事において、予定価格の積算に用いた資料の価格に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を高く設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,550円あった。	美唄尚栄高等学校

(1) 委託契約

《指摘事項》	
a 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど (a) 庁舎清掃委託契約に係る入札の執行において、入札書の記載金額を加除訂正した場合は、当該入札を無効としなければならないが、これを有効としているものが、1件、210万1,000円あった。	オホーツク総合振興局 ※

(b) 委託契約に係る一般競争入札において、無権代理人の提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、2件、658万9,000円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	契約名	備考
紋別高等看護学院	1	5,544,000	寄宿舎賄業務委託契約	※
経 済 部	1	1,045,000	庁舎環境衛生管理業務	
計	2	6,589,000		

左表部局名のとおり

(c) 庁舎等清掃業務において、最低制限価格が低く設定されたことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、2件、861万6,300円あった。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	内 容	備考
農 業 大 学 校	1	7,412,900	予定価格の積算に計上した経費の一部を算入しなかったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約した。	※
旭川児童相談所	1	1,203,400	消費税等の率を誤ったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約した。	※
計	2	8,616,300		

左表部局名のとおり

(d) 調査業務委託契約において、入札参加資格を有しない者と契約しているものが、1件、175万3,950円あった。

総合政策部

b 安全キャビネット・クリーンベンチ保守点検業務等の委託契約において、契約書により契約を締結するときの締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印をする日とし、これを遡及させる扱いをしてはならないが、契約締結日を遡及しているものが、3件、185万7,834円あった。

宗谷総合振興局

c 契約金額が割高となっているもの
 予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているものが、5件、59万6,685円あった。

左表部局名のとおり

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	契約名	備考
保 健 福 祉 部	1	321,795	北海道医療勤務環境改善支援センター運営事業委託業務契約	
環 境 生 活 部	4	274,890	研修事業等に係る委託契約	
計	5	596,685		

《指導事項》

a 契約金額が割高となっているもの
 予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているものが、3件、9万9,392円あった。

左表部局名のとおり

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	契約名	備考
後志総合振興局	1	11,666	研修業務委託契約	※
渡島総合振興局	1	37,845	生活困窮者自立相談支援事業委託業務契約	※
釧路総合振興局	1	49,881	同 上	
計	3	99,392		

b	生活困窮者自立相談支援事業委託契約において、予定価格調書の作成は、契約担当者等又はその専決権を有する者の認印をもって作成するものとされているが、権限を有しない者の認印をもって作成していた。	オホーツク総合振興局	※
c	検査を行っていないものなど		
	(a) 給食調理業務委託契約において、学校に食品等が直接納品されたときは、契約担当者等が指定する検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	旭川高等支援学校	※
	(b) 実施設計業務委託契約において、受託者から業務完了の通知を受けたときは、業務の完了を確認するための検査を行わなければならないが、成果品の一部について、これを行っていないものがあった。	上川教育局	※
	(c) 請負に属する試験検査機器(恒温器)の定期点検委託業務について、実績報告書の提出があったときは、速やかに、検査員を定め当該委託契約の履行の確認のための検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。	釧路総合振興局	
	(d) 医療費分析等市町村支援及び健康・医療情報データベース構築等委託業務について、実績報告書及び成果品の提出があったときは、その提出の日から起算して10日以内に、検査員を定め当該委託業務の履行の確認のための検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。	保健福祉部	
d	再委託の承諾手続を行っていないもの		
	(a) 実施設計業務委託契約において、受託者からの再委託の申し出を認める場合は、書面により承諾することとされているが、この手続を行っていないものがあった。	上川教育局	※
	(b) 井戸水ろ過保守点検業務委託契約において、受託者の再委託を承諾する場合にあっては、あらかじめ受託者から書面を提出させ、承諾することとされているが、これらの手続を行っていないものがあった。	釧路総合振興局	
e	給食搬送委託契約において、委託者は、契約の適正な履行を確保するため、受託者からの学校給食搬送業務確認簿の報告により、給食の搬送及び回収に係る履行確認を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。	上川教育局	※
f	構内除排雪業務の委託において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、特段の理由もなく1人の者から見積書を徴取し、契約を締結しているものがあった。	計量検定所	
g	公共工事に係る設計委託契約において、受託者が前払金を請求する場合は、前払金保証事業会社と委託期間の業務完了の期限を保証期限とする保証契約を締結し、保証証書を委託者に提出しなければならないとされ、委託期間の延長があったときは、受託者又は委託者は、前払金保証事業会社にその旨を通知することとされているが、これを行っていないものがあった。	釧路総合振興局	
h	北海道異業種チャレンジ奨励事業委託業務の契約においては、委託業務が完了し、契約の相手方から実績報告書及び収支精算書の提出を受けたときは、これを審査し、実支出額を確認の上、当該額と委託契約額とのいずれか低い額を業務委託料の額と確定することとしている。 上記契約においては、業務の契約期間中に同一の事務所で他の委託契約の事業も行うこととなったため、それぞれの事業の実支出額の算出に当たり、経費を按分するなどの方法について受託者と協議の上、取り決める必要があったが、この取り決めをしなかったことから、審査が適切に行われずに額が確定されていた。	経済部	
i	低層用昇降機等保守点検業務委託において、契約内容に関する承諾等を行う場合は、書面により行わなければならないが、業務処理要領で定められた点検時期について、変更の申出があったにもかかわらず、書面による承諾を行っていないものがあった。	警察本部	
j	予定価格調書の取扱いが適切でないものなど		
	(a) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあった。	建設部	
	(b) 予定価格調書は、秘密性を保持する必要性から作成後、直ちに封筒に入れ厳封しなければならないが、封入しないまま保管しているものがあった。		
k	庁舎清掃業務において、児童が新型コロナウイルスに感染したことにより、清掃を休止するときは、清掃箇所の範囲や委託料の支払いなどについて、契約に基づき、受託者と協議することとなるが、これを行うことなく、清掃の休止を指示した日に係る委託料を支出しているものが、2件、2万4,881円相当あった。	釧路児童相談所	

1	契約書に必要な事項を記載していないもの		
	(a) 土木工事に係る設計業務を契約するときの契約書には、照査技術者に関する条項や前金払の請求に係る公共工事の前払金保証事業に関する法律による条項などを設けることとされているが、契約書にこれらの必要な事項を記載していなかった。	農政部	
	(b) 複写機の保守サービス契約を締結するときの契約書には、遅延利息の割合、複写枚数から控除する枚数の割合等を記載しなければならないが、これらを記載していないものがあった。	水産林務部	
《検討事項》			
	さけ・ます保護水面管理委託業務においては、保護水面等管理委託事務処理要領の中で、委託業務の内容を定めた業務処理要領が示されており、これに基づいて契約を締結しているが、遡上親魚の計数等を調査するなどの業務の一部については、具体的にどのような実績を求めている業務であるかが明確になっていないため、本来、実績の報告が必要な業務であるにもかかわらず、該当しない業務であると誤認して委託先に業務実績を報告させていないものがあることから、保護水面等管理委託事務処理要領を改正するなど、具体的な業務内容や実績報告の記載方法について検討する必要がある。	留萌振興局 (水産林務部検討事項)	
(ウ)	その他の契約		
《指摘事項》			
	a 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど		
	(a) 単価契約に係る見積合わせの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものが、1件、9万1,751円あった。	紋別警察署	※
	(b) 物品購入契約において、入札参加資格を有しない者と契約しているものが、1件、132万4,400円あり、また、納品された物品の一部に要求仕様を満たしていないものがあった。	旭川方面本部	※
	b し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことから、予定価格が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、110万6,277円あった。	松前警察署	※
	c 林道等用地に係る土地賃貸借契約について、随意契約の相手方と契約書を作成して契約を締結する場合は、契約の相手方を決定した日から7日以内に行わなければならないが、これを越えて契約を締結し、契約書の月日を遡って記載しているものが、7件、8万9,500円あった。 また、当該賃貸借契約に係る賃借料は、毎年9月30日までに支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、18件、27万8,300円あった。	日高振興局	
	d 自動車賃貸借契約において、随意契約によることができる金額は、予定価格が80万円を超えない場合とされているが、これを越えているにもかかわらず随意契約としているものがあった。 (重)		
《指導事項》			
	a 納品検査を行っていないものなど		
	(a) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。	興部高等学校 遠軽高等学校 十勝総合振興局	※ ※ ※
	(b) 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定して検査を行うこととされているが、暖房用燃料の納品検査において、契約事務担当職員が検査を行っていた。	日高振興局	
	(c) 物品購入契約における納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に休暇中の職員が検査を行ったとしているものがあった。	総合政策部	
	(d) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。 また、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	保健福祉部	
	b 物品購入の一般競争入札の執行において、入札参加資格要件について、誤った内容を記載して公告したことから、入札公告と相違する内容で資格審査を行っているものがあった。	余市警察署	※
	c 構内駐車場補修工事に係る予定価格の積算において、区画線の延長や使用単価を誤ったことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、56万428円あった。 また、少額工事を施行しようとするときは、図面を作成しなければならないが、当該工事において、これを行っていなかった。	向陽学院	※

d 契約書に必要な事項を記載していないものなど		
(a) 産業廃棄物の処分に係る役務の提供を受ける契約において、契約書には、法令で規定する区分ごとにその種類を明記しなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、相手方から廃棄物の区分ごとに単価が見積もられているにもかかわらず、特段の理由もなく、見積金額と異なる単価が契約書に記載されていた。	北海道博物館	※
(b) 産業廃棄物の収集運搬に係る契約において、契約書には、法令に定められた産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項が含まれていなければならないが、これを記載していないものがあった。	南警察署	
(c) 速度測定装置点検業務等に係る契約について、契約書には契約の目的を記載しなければならないが、契約の目的とされている契約品目、数量、点検場所及び点検要領等が記載された仕様書を別に作成し、それが当該契約に係るものであるかを明確にしていなかったにもかかわらず、当該仕様書を契約書に添付していないものが、2件あった。	警察本部	
(d) 土地の貸付契約において、契約書には、契約の目的、契約金額等について記載しなければならないが、契約金額を誤って記載しているものが、1件、1万6,235円あった。	教育庁	
e 自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約において、契約の相手方として決定された者は、契約の締結に当たって、連帯保証人を立てることとされているが、契約の相手方として決定された者と法人格が同一である者を連帯保証人として契約を締結しているものが、3件あった。	北見方面本部	※
f モバイルWi-Fiルータ賃貸借契約において、契約の相手方が契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡した場合、その譲渡の承諾は書面により行わなければならないが、これを行っていなかった。	留萌教育局	※
g 農道工事における既存設備等の撤去等に係る補償契約において、補償額の算定に当たり、単価を誤ったことから、補償額が過大となっているものが、1件、3万2,661円あった。	十勝総合振興局	※
h 物品購入契約の制限付一般競争入札の資格審査において、申請者が提出した資格申請書では、入札参加資格要件である仕様を満たす製品の供給が可能であることについて確認できないが、入札参加資格があるとして申請者に通知し、入札しているものがあった。	釧路方面本部	
i 廃棄物収集運搬業務契約においては、契約の適正な履行を確保するため、履行確認を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。	胆振総合振興局	
j 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、代金の完納前に引渡しを行っているものが、1件、5,567円あった。	苫小牧高等技術専門学院	
k 補助金等を交付した場合には、補助金等の額の確定後、その内容を公表することとされているが、これを行っていなかった。	石狩振興局	
l 業務を委託の方法により執行しようとするときは、その内容等を明らかにした決定書により業務執行の決定をするものとされているが、マップ作成等委託業務において、これを行わずに契約を締結していた。		
m 物品の賃貸借契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。	上川総合振興局	
n ソフトウェアの使用許諾に基づく使用权を取得する場合において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、特段の理由もなく、1人の者から見積書を徴取し、契約を締結しているものがあった。	水産林務部	

オ 財産に係る事項

(ア) 物品

《指導事項》

a 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を行うこととされているが、北海道収入証紙等についてこれを行っていないものがあった。	左表部局名のとおり												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>内 容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 麻 高 等 学 校</td> <td>北海道収入証紙</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>北海道収入証紙</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>帯 広 児 童 相 談 所</td> <td>収入印紙</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	内 容	備考	大 麻 高 等 学 校	北海道収入証紙	※	オホーツク総合振興局	北海道収入証紙	※	帯 広 児 童 相 談 所	収入印紙	※	
部 局 名	内 容	備考											
大 麻 高 等 学 校	北海道収入証紙	※											
オホーツク総合振興局	北海道収入証紙	※											
帯 広 児 童 相 談 所	収入印紙	※											

	<p>b 消火器の取替を行っていないものなど</p> <p>(a) 庁舎内に設置する消火器において、消防法による型式承認の効力が失われた消火器は、令和3年12月31日までに取替えなければならないが、これを行わずに設置していた。</p> <p>(b) 庁舎内に設置する消火器において、製造年から10年を経過する消火器は、法令等に定める点検を実施しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>c 危険物の管理においては、取扱責任者は毒劇物等受払簿を備え、受入れの整理をするとともに、使用の都度、使用者に記載させ、使用状況を明らかにしておくこととされているが、これらを行っていないかった。</p>	<p>原子力環境センター ※</p> <p>胆振総合振興局</p> <p>赤歌警察署</p>
	<p>《検討事項》</p> <p>公用車の運行管理に必要な各種事務手続は、北海道庁用自動車管理規程等により定められているが、レンタカーを借り上げ、職員に当該レンタカーの運行を命ずる際の運行管理者による運行命令、当該職員による運行管理者への運行状況の報告及び、「公用車運転に係る飲酒運転確認簿」の整理の手続が行われていない部局が散見されることから、レンタカーの運行に係る手続について明確にするとともに、運行管理者への周知等について検討する必要がある。</p>	<p>総務部</p>
(イ)	<p>現金・保管有価証券</p> <p>《指導事項》</p> <p>郵送現金等の処理において、現金又は有価証券の送付があったときは、現金等整理簿に所要事項を記載の上、直ちに収納すべき徴収金を調査し、処理することとされ、また、郵送封筒は保管することとされているが、郵送された郵便貯金差押に係る貯金払戻証書について、現金等整理簿に記載しておらず、郵送封筒を保管していなかった。</p>	<p>オホーツク総合振興局 ※</p>
(ウ)	<p>債権・基金</p> <p>《指導事項》</p> <p>漁港施設等の占用許可に伴う占用料債権について、部局長は、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないかった。</p>	<p>後志総合振興局 ※</p>
カ	<p>工事（技術）に係る事項</p>	
(ア)	<p>積算</p> <p>《指導事項》</p> <p>a 治山工事において、仮設工の積算に当たり、仮橋及び敷鉄板の運搬費用は往復分を積算しなければならないが、誤って片道分で積算していたため、設計金額が53万9,000円過少となっていた。</p> <p>b 農道工事において、交通誘導警備員の算出に当たり、積算に計上する交通誘導警備員の必要日数は、工事工程表により求めた実日数としなければならないが、誤って重複した作業日数で積算していたため、設計金額が81万4,000円過大となっていた。</p>	<p>後志総合振興局 ※</p> <p>釧路総合振興局</p>
(イ)	<p>事務処理</p> <p>《指導事項》</p> <p>a 森林整備工事において、本請負工事に係る契約締結時に受注者が法定外労災保険の契約を締結していない場合は、工事着手の前に請負期間を包含する法定外労災保険を締結したことを保険証券の写しなどの提出により確認しなければならないが、これを行っていないかった。</p> <p>b 建築修繕工事において、普通教室の黒板改修の追加及び床タイルの改修範囲の追加に当たり、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、これを行っていないかった。</p>	<p>後志総合振興局 ※</p> <p>建設部</p>
キ	<p>計算証明に係る事項</p>	
	<p>《指導事項》</p> <p>(ア) 証拠書類を紛失しているもの</p> <p>a 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書及び領収証書を紛失しているものがあった。</p> <p>b 市町村立小中学校の教職員に係る諸手当の認定簿等は、当該認定等に係る事務を所掌する部長等が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。</p>	<p>北海道博物館 ※</p> <p>教育庁</p>
(イ)	<p>前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、支払事務終了後に内容を確認し、その結果を書面に記録することとされ、さらに、資金前渡員が前渡資金出納計算書等を会計管理者等に提出するときは、あらかじめ支払証拠書類等により計数及び支払事務の内容を確認することとされているが、これらの事務を部長等が指定する職員以外の者が行っていた。</p>	<p>旭川児童相談所 ※</p>

(ウ) 前渡資金については、前渡資金経理簿を備え、その保管に属する現金の出納を明らかにしておくものとされているが、これを備えていなかった。	十勝総合振興局 宗谷総合振興局	※
(エ) 部内検査を行っていないものなど		
a 収入取扱員に異動があった場合は、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、この場合にあつては、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていない。	釧路総合振興局	
b 収入取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、これを行っていない。	石狩振興局 保健福祉部	
c 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行い、検査終了後、速やかに検査報告書により部長に報告することとなっているが、これらを行っていない。	経済部	
《検討事項》		
施業道用地として借用している土地の賃借料については、近隣の取引事例地の価格を補正するなどした標準価格により当該土地の評価額を算定した上で、地域の実態を調査した結果に基づく乗率により賃借料の年額を算定しているが、取引事例地を採用した際や乗率を調査した際の実態を関係書類を保管しておらず、算定の根拠が確認できない状況にあることから、算定に当たっての根拠となる関係書類については、適切に保管されるよう各総合振興局等に通知するなど、その取扱いについて検討する必要がある。	留萌振興局 (水産林務部検討事項)	

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(6) 公用車による交通事故等に関する監査結果

監査結果の態様別区分		部 局 名
ア 公用車による交通事故に係る事項		
《指摘事項》 賠償金等が1件100万円以上の支出があるものなど		
公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、3件、842万5,149円の支出があった。		警察本部
イ 行政事故に係る事項		
《指摘事項》 賠償金等が1件100万円以上の支出があるもの		
道立高等看護学院において、教員による学生へのハラスメント行為があり、賠償金として、12名分、755万7,500円の支出があった。		保健福祉部
《指導事項》 賠償金等が1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）		
職務の執行において行政事故が発生し、修繕費用として、1件、68万2,000円の支出があった。		警察本部
ウ 管理瑕疵に係る事項		
《指摘事項》 賠償金等が1件100万円以上の支出があるもの		
(7) 学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、124万7,657円の支出があった。		小樽潮陵高等学校 ※
(イ) 給水管の管理瑕疵による破断、漏水事故が発生し、展示会の物販商品等が水濡れ汚損したため、賠償金として、1件、215万611円の支出があった。		近代美術館
(ウ) 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、156万9,240円の支出があった。		警察本部
《指導事項》 賠償金等が1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）		
(7) 高等学校グラウンドの管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、57万9,117円の支出があった。		檜山教育局 ※
(イ) 施設の管理瑕疵による事故が発生し、賠償金として、2件、112万6,888円の支出があった。		空知教育局
(ウ) 漁港内道路の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、24万7,918円の支出があった。		水産林務部

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(7) 公有財産の損傷等に関する監査結果

監査結果の態様別区分		部 局 名																																																																		
ア 公有財産の損傷に係る事項																																																																				
《指摘事項》																																																																				
消防防災ヘリコプターの損傷が発生し、修繕費用等として、172万466円の支出があった。			総務部																																																																	
イ 物品の損傷に係る事項（公用車の修繕を除く。）																																																																				
《指摘事項》																																																																				
修繕費用として合計額が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用として、計11部局で、12件、109万6,779円の支出があった。 (単位：件、円)			左表部局名のとおり																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>1</td> <td>70,400</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>1</td> <td>78,650</td> <td>車載式速度測定装置</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>北の森づくり専門学院</td> <td>2</td> <td>101,640</td> <td>スノーモービル</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>函館中央警察署</td> <td>1</td> <td>143,000</td> <td>防犯カメラシステム</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>1</td> <td>61,446</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩見沢農業高等学校</td> <td>1</td> <td>285,111</td> <td>ホイールローダ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>1</td> <td>79,200</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江別警察署</td> <td>1</td> <td>51,546</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>1</td> <td>50,820</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>1</td> <td>64,350</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室蘭警察署</td> <td>1</td> <td>110,616</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 11 部局</td> <td>12</td> <td>1,096,779</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考	空知総合振興局	1	70,400	パーソナルコンピュータ	※	旭川方面本部	1	78,650	車載式速度測定装置	※	北の森づくり専門学院	2	101,640	スノーモービル	※	函館中央警察署	1	143,000	防犯カメラシステム	※	宗谷総合振興局	1	61,446	パーソナルコンピュータ		岩見沢農業高等学校	1	285,111	ホイールローダ		上川総合振興局	1	79,200	パーソナルコンピュータ		江別警察署	1	51,546	パーソナルコンピュータ		総合政策部	1	50,820	パーソナルコンピュータ		経済部	1	64,350	パーソナルコンピュータ		室蘭警察署	1	110,616	パーソナルコンピュータ		計 11 部局	12	1,096,779		
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考																																																																
空知総合振興局	1	70,400	パーソナルコンピュータ	※																																																																
旭川方面本部	1	78,650	車載式速度測定装置	※																																																																
北の森づくり専門学院	2	101,640	スノーモービル	※																																																																
函館中央警察署	1	143,000	防犯カメラシステム	※																																																																
宗谷総合振興局	1	61,446	パーソナルコンピュータ																																																																	
岩見沢農業高等学校	1	285,111	ホイールローダ																																																																	
上川総合振興局	1	79,200	パーソナルコンピュータ																																																																	
江別警察署	1	51,546	パーソナルコンピュータ																																																																	
総合政策部	1	50,820	パーソナルコンピュータ																																																																	
経済部	1	64,350	パーソナルコンピュータ																																																																	
室蘭警察署	1	110,616	パーソナルコンピュータ																																																																	
計 11 部局	12	1,096,779																																																																		
《指導事項》																																																																				
修繕費用として合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 物品の損傷が発生し、修繕費用として、計3部局で、3件、8万9,375円の支出があった。 (単位：件、円)			左表部局名のとおり																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>損 傷 物 品</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鷹栖養護学校</td> <td>1</td> <td>29,700</td> <td>タブレット端末</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>1</td> <td>21,362</td> <td>プリンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日高振興局</td> <td>1</td> <td>38,313</td> <td>ドローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 3 部局</td> <td>3</td> <td>89,375</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考	鷹栖養護学校	1	29,700	タブレット端末	※	釧路総合振興局	1	21,362	プリンター		日高振興局	1	38,313	ドローン		計 3 部局	3	89,375																																										
部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品	備 考																																																																
鷹栖養護学校	1	29,700	タブレット端末	※																																																																
釧路総合振興局	1	21,362	プリンター																																																																	
日高振興局	1	38,313	ドローン																																																																	
計 3 部局	3	89,375																																																																		
ウ 物品の亡失に係る事項																																																																				
《指摘事項》																																																																				
物品の亡失が発生した部局が、計14部局あった。 (単位：円)			左表部局名のとおり																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>亡失物品</th> <th>支出金額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳北陽高等学校</td> <td>機械警備用電子キー</td> <td>—</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>胆振教育局</td> <td>公用スマートフォン</td> <td>—</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>機械警備用電子キー、公用スマートフォン</td> <td>6,600</td> <td>代替品購入 (電子キー) ※</td> </tr> <tr> <td>函館養護学校</td> <td>共通乗車券</td> <td>—</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>教育研究所</td> <td>生徒実習システム用スピーカー</td> <td>274,087</td> <td>賠償金</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>デジタルカメラ</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広警察署</td> <td>救助活動用具等</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>ドローン</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>公用車の鍵、ポケットGPS</td> <td>26,070</td> <td>代替品購入 (車の鍵等)</td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>共通乗車券</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北警察署</td> <td>共通乗車券</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>共通乗車券</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央児童相談所</td> <td>公用車の鍵</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水産林務部</td> <td>公用スマートフォン</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部 局 名	亡失物品	支出金額	備 考	千歳北陽高等学校	機械警備用電子キー	—	※	胆振教育局	公用スマートフォン	—	※	後志総合振興局	機械警備用電子キー、公用スマートフォン	6,600	代替品購入 (電子キー) ※	函館養護学校	共通乗車券	—	※	教育研究所	生徒実習システム用スピーカー	274,087	賠償金	宗谷総合振興局	デジタルカメラ	—		帯広警察署	救助活動用具等	—		上川総合振興局	ドローン	—		胆振総合振興局	公用車の鍵、ポケットGPS	26,070	代替品購入 (車の鍵等)	総合政策部	共通乗車券	—		北警察署	共通乗車券	—		警察本部	共通乗車券	—		中央児童相談所	公用車の鍵	—		水産林務部	公用スマートフォン	—						
部 局 名	亡失物品	支出金額	備 考																																																																	
千歳北陽高等学校	機械警備用電子キー	—	※																																																																	
胆振教育局	公用スマートフォン	—	※																																																																	
後志総合振興局	機械警備用電子キー、公用スマートフォン	6,600	代替品購入 (電子キー) ※																																																																	
函館養護学校	共通乗車券	—	※																																																																	
教育研究所	生徒実習システム用スピーカー	274,087	賠償金																																																																	
宗谷総合振興局	デジタルカメラ	—																																																																		
帯広警察署	救助活動用具等	—																																																																		
上川総合振興局	ドローン	—																																																																		
胆振総合振興局	公用車の鍵、ポケットGPS	26,070	代替品購入 (車の鍵等)																																																																	
総合政策部	共通乗車券	—																																																																		
北警察署	共通乗車券	—																																																																		
警察本部	共通乗車券	—																																																																		
中央児童相談所	公用車の鍵	—																																																																		
水産林務部	公用スマートフォン	—																																																																		

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

【第3 公営企業会計に係る定期監査結果】

(1) 経営に係る事業の管理に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部局名
《指摘事項》	
ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が3億3,599万7,324円となり、未処理欠損金は545億5,216万2,423円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局
イ 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億9,245万6,449円、未処理欠損金は108億8,075万4,812円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	建設部
ウ 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1,854万531円、未処理欠損金が4億2,096万5,495円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。	

(2) 合规性の視点に関する監査結果

監査結果の態様別区分	部局名
ア 総則に係る事項	
《指導事項》	
病院における物品の出納等に関する事務については、物品管理主任が行わなければならないが、物品管理主任に任命されていない者が当該事務を行っていた。 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	江差病院
イ 収入に係る事項	
《指導事項》	
(ア) 収入金について、納入義務者が、納期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。	緑ヶ丘病院 ※ 向陽ヶ丘病院 ※
(イ) 休日や時間外における患者の診療等により、納付額を確定することができないときに患者から預かる医療費預り金について、保管期限が経過したときは出納金融機関に預け入れることとされているが、これを行わず、保管したままになっているものや患者等に返還する際は預り証に返還年月日の記入及び本人の署名押印を受けることとされているが、これらを行っていないものなど所定の手続を行っていないものがあつた。	向陽ヶ丘病院 ※
(ウ) 公共下水道料金に係る未収金について、督促状の指定期限経過後も、なお納付のないものに対し、長期間催告を行っていないものがあつた。 また、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。	建設部
ウ 支出に係る事項	
《指摘事項》	
職員の私費立替払は、緊急かつ予期しない経費又は軽微な経費について、職員がやむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に行うことができ、その場合は、立て替えた職員に対し、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、学会への参加費等の支出について、資金前渡の手続によらず、企業出納員から立て替えた職員へ支払っているものが、8件、8万8,000円あり、このうち、参加決定後に企業出納員から主催者へ直接参加費等を支払うことが可能であったものなど、私費立替払の必要がなかったものが、5件、5万3,500円、決定書による参加決定前に私費立替払を行っているものが、1件、9,000円あつた。	緑ヶ丘病院 ※
《指導事項》	
(ア) 赴任旅費の支給において、赴任旅行に伴う旧居住地での宿泊料等は転任を命ぜられた職員に限り支給できることとされているが、支給対象外である新規採用職員に適用したことから、過払いとなっているものが、1名分、9,610円あつた。	向陽ヶ丘病院
(イ) 共通乗車券の取扱いについて、契約の相手方から請求書及び請求明細書を受領したときは、乗車券管理者は、取扱責任者が行った当該請求明細書と乗車券利用控との照合内容が相違ないことを確認の上、当該請求書に事実証明を行うものとされているが、これを行っていないあつた。	※

	(ウ) 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず、時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、4名分、3万2,615円、1週間の勤務時間を超えていたにもかかわらず、未支給となっているものが、1名分、5,176円あった。	羽幌病院
	(エ) 赴任旅費の支給において、必要のない移転料の減額調整を行ったことなどにより、未支給となっているものが、1名分、2万8,658円あった。	江差病院
	(オ) 旅費の支給において、長期間の研修等を受ける用務で移動を伴わず1日中その用務地に滞在するときは、その移動を伴わない日の旅行雑費については支給しないこととされているが、これを支給したため、過払いとなっているものが、5名分、1万1,100円あった。 また、宿泊料において、宿泊地の区分を誤ったことから、未支給となっているものが、3名分、7,700円あった。	
	(カ) パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、故障等が生じたときは、賃貸人は賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き修繕義務を負うこととされているが、賃借人の責めに帰すべき理由の存否について検討等を行わずに修繕料を支出しているものがあった。	
エ	契約に係る事項	
	《指摘事項》	
	(ア) 工事契約に係る完成検査については、支出負担行為担当者が指定する検査員が行うこととされているが、その指定及び完成検査を行っていないが、 なお、前年度監査においても同様の事例があり、改善が図られていなかった。	江差病院
	(イ) 契約が割高となっているもの	
	a ボイラー運転監視点検及び公務補委託業務において、業務処理要領に定めのない性能検査等の業務を積算に含めていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が575万6,520円割高となっていた。	江差病院
	b 道立病院院内保育所保育業務委託契約において、業務処理要領上、原則、保育を行わないこととしている日曜日及び休日を積算に含めるなどしていたことから、予定価格が過大となり、契約金額が620万1,360円割高となっていた。	道立病院局
	《指導事項》	
	(ア) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。	緑ヶ丘病院
	(イ) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。	※
	(ウ) 放射線装置等保守点検委託業務において、再委託の承諾に当たっては、受託者に再委託の概要に係る書面を提出させ、合理的な理由があることなどの要件を満たしているか確認することとされているが、これらを行わずに再委託を認めていた。	江差病院
	(エ) 施設整備に係る建設工事委託において、受託者から工事内容の変更に係る連絡を受けていたにもかかわらず、協定の変更に係る協議を行っていないものがあった。	建設部
オ	財産に係る事項	
	《指導事項》	
	固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならないが、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めるときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。	子ども総合医療・療育センター
	※	
カ	工事（技術）に係る事項	
	《指導事項》	
	工業用水道浄水場施設外壁補修工事において、工事実施前に石綿の含有の有無について、受注者から調査結果の説明を受けることなく、法で定める届出が必要な工事か否かの判断を行っていないが、	企業局
キ	計算証明に係る事項	
	《指導事項》	
	現金取扱員の交代があった場合においては、前任者において引継書を作成し、異動発令の日から10日以内に担当する事務を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないが、	江差病院

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済

(別記2) 監査実施部局及び監査実施年月日

○一般会計及び特別会計

1 知事部局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
総務部	令和5年7月3日から6日まで ほか	2	5	1	●	
北方領土対策根室地域本部	令和4年12月6日				●	
東京事務所	令和4年11月28日から30日まで				●	
札幌道税事務所	令和5年1月11日から13日まで		1		●	
消防学校	令和4年11月10日				●	
原子力環境センター	令和4年12月14日及び15日	1	2		●	
総合政策部	令和5年6月12日から15日まで	5	1	2	●	
サハリン事務所	令和5年6月15日					●
環境生活部	令和5年6月27日から29日まで	1	1		●	
北海道博物館	令和5年2月7日		2		●	
保健福祉部	令和5年6月19日から23日まで	5	5		●	
衛生研究所	令和4年12月22日				●	
旭川高等看護学院	令和5年2月15日				●	
紋別高等看護学院	令和5年1月25日	1			●	
江差高等看護学院	令和5年6月23日					●
心身障害者総合相談所	令和5年6月23日					●
精神保健福祉センター	令和4年12月12日				●	
旭川子ども総合療育センター	令和5年2月13日	1			●	
向陽学院	令和4年12月13日		1		●	
大沼学園	令和5年2月8日				●	
女性相談援助センター	令和5年6月23日					●
中央児童相談所	令和5年6月23日	1				●
旭川児童相談所	令和5年2月14日	1	1		●	
帯広児童相談所	令和5年1月24日及び25日		1		●	
釧路児童相談所	令和5年6月23日		1			●
函館児童相談所	令和5年2月6日及び7日				●	
北見児童相談所	令和5年6月23日					●
岩見沢児童相談所	令和4年12月21日		1		●	
室蘭児童相談所	令和5年6月23日					●
経済部	令和5年6月13日から16日まで	4	5		●	
計量検定所	令和5年4月18日		1		●	
札幌高等技術専門学院	令和5年4月19日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
函館高等技術専門学院	令和5年3月8日				●	
旭川高等技術専門学院	令和5年1月19日				●	
北見高等技術専門学院	令和5年1月26日				●	
室蘭高等技術専門学院	令和5年5月18日				●	
苫小牧高等技術専門学院	令和5年5月17日		1		●	
帯広高等技術専門学院	令和5年3月8日				●	
釧路高等技術専門学院	令和5年4月26日				●	
障害者職業能力開発校	令和5年4月20日				●	
農政部	令和5年6月26日から30日まで	2	2		●	
農業大学校	令和5年1月26日及び27日	1			●	
水産林務部	令和5年7月4日から7日まで	3	3		●	
漁業研修所	令和5年3月7日				●	
北の森づくり専門学院	令和5年1月18日	1			●	
建設部	令和5年6月20日から23日まで	2	3		●	
出納局	令和5年7月4日及び5日		1		●	
空知総合振興局	令和4年12月5日から9日まで	2	2		●	
石狩振興局	令和5年5月8日から12日まで		5		●	
後志総合振興局	令和5年1月17日から20日まで	1	6		●	
胆振総合振興局	令和5年5月16日から19日まで ほか	1	5		●	
日高振興局	令和5年5月16日から19日まで	3	5		●	
渡島総合振興局	令和5年2月13日から17日まで	1	6		●	
檜山振興局	令和5年4月11日から14日まで				●	
上川総合振興局	令和5年5月9日から12日まで ほか	3	4		●	
留萌振興局	令和5年4月11日から14日まで			2	●	
宗谷総合振興局	令和5年4月18日から21日まで	3	2		●	
オホーツク総合振興局	令和5年1月23日から27日まで ほか	1	9		●	
十勝総合振興局	令和5年3月7日から10日まで	1	6		●	
釧路総合振興局	令和5年4月25日から28日まで ほか	3	10		●	
根室振興局	令和4年12月5日から9日まで	2	1		●	
知事部局計	61	52	99	5	53	8

2 各種委員会等事務局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
議会事務局	令和5年7月18日から20日まで				●	
選挙管理委員会事務局	令和5年6月13日 ほか				●	

監査委員事務局	令和5年7月4日				●	
人事委員会事務局	令和5年7月5日				●	
労働委員会事務局	令和5年7月6日				●	
各種委員会等計	5				5	

3 教育庁

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
教育庁	令和5年6月20日から23日まで ほか		6		●	
教育研究所	令和5年4月11日	1			●	
特別支援教育センター	令和5年6月23日					●
図書館	令和5年4月12日				●	
近代美術館	令和5年4月13日	1	1		●	
旭川美術館	令和5年1月17日				●	
函館美術館	令和5年6月23日					●
帯広美術館	令和5年6月23日					●
空知教育局	令和5年5月16日から18日まで		1		●	
夕張高等学校	令和5年5月18日					●
岩見沢東高等学校	令和5年5月18日					●
岩見沢西高等学校	令和5年4月19日				●	
岩見沢農業高等学校	令和5年4月20日	1			●	
美唄尚栄高等学校	令和5年4月18日		1		●	
美唄聖華高等学校	令和5年4月19日				●	
南幌高等学校	令和5年2月17日				●	
長沼高等学校	令和5年5月18日					●
栗山高等学校	令和5年5月18日					●
月形高等学校	令和5年5月18日					●
芦別高等学校	令和5年4月20日				●	
滝川高等学校	令和5年5月18日					●
滝川工業高等学校	令和5年4月21日				●	
砂川高等学校	令和5年5月18日					●
深川西高等学校	令和5年5月18日					●
深川東高等学校	令和5年5月18日					●
奈井江商業高等学校	令和5年5月18日					●
新十津川農業高等学校	令和5年5月18日					●
美唄養護学校	令和5年5月18日					●
南幌養護学校	令和5年4月27日				●	
雨竜高等養護学校	令和5年5月18日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
岩見沢高等養護学校	令和5年5月18日					●
夕張高等養護学校	令和5年4月28日				●	
石狩教育局	令和4年12月13日から16日まで				●	
札幌東高等学校	令和4年12月16日					●
札幌西高等学校	令和4年11月8日				●	
札幌南高等学校	令和4年11月9日				●	
札幌北高等学校	令和4年12月16日					●
札幌月寒高等学校	令和4年12月16日					●
札幌啓成高等学校	令和4年11月8日				●	
札幌北陵高等学校	令和4年11月9日				●	
札幌手稲高等学校	令和4年12月16日					●
札幌丘珠高等学校	令和4年12月16日					●
札幌西陵高等学校	令和4年11月8日				●	
札幌白石高等学校	令和4年12月16日					●
札幌東陵高等学校	令和4年12月16日					●
札幌南陵高等学校	令和4年12月16日					●
札幌東豊高等学校	令和4年12月16日					●
札幌厚別高等学校	令和4年12月16日					●
札幌真栄高等学校	令和4年11月9日				●	
札幌あすかぜ高等学校	令和4年12月16日					●
札幌稲雲高等学校	令和4年11月11日				●	
札幌英藍高等学校	令和4年12月16日					●
札幌平岡高等学校	令和4年12月16日					●
札幌白陵高等学校	令和4年12月16日					●
札幌国際情報高等学校	令和4年12月16日					●
札幌東商業高等学校	令和4年12月16日					●
札幌工業高等学校	令和4年12月16日					●
札幌琴似工業高等学校	令和4年12月16日					●
有朋高等学校	令和4年12月16日					●
江別高等学校	令和4年12月16日					●
野幌高等学校	令和4年12月16日					●
大麻高等学校	令和4年11月24日		1		●	
千歳高等学校	令和4年11月10日		1		●	
千歳北陽高等学校	令和4年11月10日	1			●	
北広島高等学校	令和4年11月10日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
北広島西高等学校	令和4年12月16日					●
石狩翔陽高等学校	令和4年12月16日					●
石狩南高等学校	令和4年12月16日					●
当別高等学校	令和4年11月1日				●	
恵庭南高等学校	令和4年12月16日					●
恵庭北高等学校	令和4年12月16日					●
札幌視覚支援学校	令和4年12月16日					●
札幌聾学校	令和4年11月11日				●	
札幌養護学校	令和4年12月16日					●
星置養護学校	令和4年11月2日				●	
札幌伏見支援学校	令和4年12月16日					●
真駒内養護学校	令和4年12月16日					●
手稲養護学校	令和4年12月16日					●
拓北養護学校	令和4年12月16日					●
札幌高等養護学校	令和4年11月24日				●	
白樺高等養護学校	令和4年12月16日					●
新篠津高等養護学校	令和4年11月25日				●	
札幌稲穂高等支援学校	令和4年12月16日					●
千歳高等支援学校	令和4年11月25日		1		●	
札幌あいの里高等支援学校	令和4年12月16日					●
後志教育局	令和4年12月14日から16日まで				●	
小樽潮陵高等学校	令和4年12月16日	1				●
小樽桜陽高等学校	令和4年12月16日					●
小樽未来創造高等学校	令和4年12月16日					●
小樽水産高等学校	令和4年12月16日					●
寿都高等学校	令和4年12月16日					●
蘭越高等学校	令和4年11月18日				●	
倶知安高等学校	令和4年12月16日					●
倶知安農業高等学校	令和4年12月16日					●
岩内高等学校	令和4年12月13日				●	
余市紅志高等学校	令和4年11月16日				●	
高等聾学校	令和4年11月30日			1	●	
余市養護学校	令和4年11月17日				●	
小樽高等支援学校	令和4年12月16日					●
胆振教育局	令和4年12月21日から23日まで	1			●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
室蘭栄高等学校	令和4年11月18日				●	
室蘭清水丘高等学校	令和4年12月23日					●
室蘭東翔高等学校	令和4年12月23日					●
室蘭工業高等学校	令和4年11月17日				●	
苫小牧東高等学校	令和4年12月20日				●	
苫小牧西高等学校	令和4年12月22日				●	
苫小牧南高等学校	令和4年12月23日					●
苫小牧総合経済高等学校	令和4年12月23日					●
苫小牧工業高等学校	令和4年12月23日					●
虻田高等学校	令和4年12月20日				●	
白老東高等学校	令和4年12月20日				●	
伊達開来高等学校	令和4年12月23日					●
伊達緑丘高等学校	令和4年11月16日				●	
登別青嶺高等学校	令和4年12月23日					●
追分高等学校	令和4年12月23日					●
厚真高等学校	令和4年12月21日				●	
鶴川高等学校	令和4年11月30日				●	
穂別高等学校	令和4年12月1日				●	
登別明日中等教育学校	令和4年12月23日					●
室蘭豊学校	令和4年12月23日					●
室蘭養護学校	令和4年12月23日					●
伊達高等養護学校	令和4年12月23日					●
苫小牧支援学校	令和4年12月23日					●
日高教育局	令和4年11月16日から18日まで		1		●	
平取高等学校	令和4年11月11日				●	
富川高等学校	令和4年11月18日					●
静内高等学校	令和4年11月18日					●
静内農業高等学校	令和4年11月18日					●
浦河高等学校	令和4年11月18日					●
平取養護学校	令和4年11月10日及び11日				●	
渡島教育局	令和5年2月8日から10日まで		1		●	
函館中部高等学校	令和4年12月1日				●	
函館西高等学校	令和5年2月10日					●
函館商業高等学校	令和5年2月10日					●
函館工業高等学校	令和5年2月10日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
函館水産高等学校	令和4年12月1日				●	
上磯高等学校	令和5年2月10日					●
大野農業高等学校	令和4年11月30日				●	
七飯高等学校	令和5年2月10日					●
松前高等学校	令和5年2月10日					●
福島商業高等学校	令和5年2月10日					●
南茅部高等学校	令和4年11月30日				●	
森高等学校	令和5年2月10日					●
八雲高等学校	令和5年2月10日					●
長万部高等学校	令和5年2月10日					●
函館盲学校	令和4年12月2日				●	
函館聾学校	令和5年2月10日					●
七飯養護学校	令和5年2月10日					●
函館養護学校	令和5年2月7日	1			●	
北斗高等支援学校	令和5年2月10日					●
函館高等支援学校	令和4年11月29日				●	
檜山教育局	令和4年12月21日から23日まで		1		●	
江差高等学校	令和4年12月23日					●
上ノ国高等学校	令和4年12月20日				●	
檜山北高等学校	令和4年11月29日				●	
今金高等養護学校	令和4年12月23日					●
上川教育局	令和5年2月8日から10日まで		3		●	
旭川東高等学校	令和5年2月10日					●
旭川西高等学校	令和5年2月6日				●	
旭川北高等学校	令和5年2月10日					●
旭川南高等学校	令和4年11月16日				●	
旭川永嶺高等学校	令和5年2月7日				●	
旭川商業高等学校	令和5年2月10日					●
旭川工業高等学校	令和5年2月10日					●
旭川農業高等学校	令和4年11月18日				●	
士別翔雲高等学校	令和4年11月15日				●	
名寄高等学校	令和5年2月10日					●
名寄産業高等学校	令和5年2月10日					●
富良野高等学校	令和5年2月10日					●
富良野緑峰高等学校	令和5年2月10日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
鷹栖高等学校	令和5年2月10日					●
上川高等学校	令和4年11月17日				●	
東川高等学校	令和5年2月10日					●
美瑛高等学校	令和4年12月13日				●	
上富良野高等学校	令和5年2月10日					●
下川商業高等学校	令和5年2月10日					●
美深高等学校	令和5年2月10日					●
旭川盲学校	令和5年2月10日					●
旭川聾学校	令和4年11月17日				●	
鷹栖養護学校	令和5年2月10日		1			●
東川養護学校	令和5年2月10日					●
旭川養護学校	令和5年2月7日					●
美深高等養護学校	令和4年11月15日				●	
旭川高等支援学校	令和5年2月6日		1			●
留萌教育局	令和5年2月13日から15日まで		1		●	
留萌高等学校	令和5年2月15日					●
苫前商業高等学校	令和5年1月20日				●	
羽幌高等学校	令和5年2月15日					●
遠別農業高等学校	令和5年2月15日					●
天塩高等学校	令和5年1月19日				●	
小平高等養護学校	令和5年2月15日					●
宗谷教育局	令和5年4月25日から28日まで		2		●	
稚内高等学校	令和5年4月28日					●
浜頓別高等学校	令和5年4月28日					●
枝幸高等学校	令和5年4月28日					●
豊富高等学校	令和5年4月28日					●
礼文高等学校	令和4年11月8日				●	
利尻高等学校	令和4年11月9日		1		●	
稚内養護学校	令和5年4月28日					●
オホーツク教育局	令和4年12月14日から16日まで	1	3		●	
北見北斗高等学校	令和4年12月16日					●
北見柏陽高等学校	令和4年12月16日					●
北見緑陵高等学校	令和4年12月16日					●
北見工業高等学校	令和4年12月16日					●
網走南ヶ丘高等学校	令和4年12月16日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
網走桂陽高等学校	令和4年12月16日					●
紋別高等学校	令和4年12月16日					●
美幌高等学校	令和4年12月16日					●
津別高等学校	令和4年12月16日					●
斜里高等学校	令和4年12月16日					●
清里高等学校	令和4年12月16日					●
北見商業高等学校	令和4年12月16日					●
訓子府高等学校	令和4年12月16日					●
置戸高等学校	令和4年12月16日					●
留辺蘂高等学校	令和4年12月16日					●
佐呂間高等学校	令和4年12月1日				●	
常呂高等学校	令和4年12月1日				●	
遠軽高等学校	令和4年11月29日	1	1		●	
湧別高等学校	令和4年11月30日		1		●	
興部高等学校	令和4年11月14日		1		●	
雄武高等学校	令和4年11月16日				●	
北見支援学校	令和4年12月16日					●
紋別養護学校	令和4年12月16日					●
紋別高等養護学校	令和4年12月16日					●
網走養護学校	令和4年11月30日				●	
十勝教育局	令和5年1月11日から13日まで				●	
帯広柏葉高等学校	令和4年11月8日				●	
帯広三条高等学校	令和5年1月13日					●
帯広緑陽高等学校	令和5年1月13日					●
帯広工業高等学校	令和5年1月13日					●
帯広農業高等学校	令和5年1月13日					●
音更高等学校	令和5年1月13日					●
上士幌高等学校	令和5年1月13日					●
鹿追高等学校	令和5年1月13日					●
清水高等学校	令和5年1月10日				●	
芽室高等学校	令和5年1月13日					●
更別農業高等学校	令和4年11月9日				●	
大樹高等学校	令和5年1月13日					●
広尾高等学校	令和4年11月10日				●	
池田高等学校	令和4年11月11日				●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
本別高等学校	令和5年1月13日					●
足寄高等学校	令和5年1月13日					●
幕別清陵高等学校	令和4年11月11日				●	
帯広盲学校	令和5年1月13日					●
帯広聾学校	令和4年11月10日				●	
帯広養護学校	令和4年11月9日				●	
中札内高等養護学校	令和5年1月13日					●
新得高等支援学校	令和5年1月13日					●
釧路教育局	令和4年12月21日から23日まで	1			●	
釧路湖陵高等学校	令和4年12月19日				●	
釧路江南高等学校	令和4年12月23日					●
釧路明輝高等学校	令和4年12月23日					●
釧路商業高等学校	令和4年12月20日				●	
釧路工業高等学校	令和4年12月23日					●
釧路東高等学校	令和4年12月23日					●
厚岸翔洋高等学校	令和4年12月23日					●
標茶高等学校	令和4年12月23日					●
弟子屈高等学校	令和4年11月16日				●	
阿寒高等学校	令和4年11月15日				●	
白糠高等学校	令和4年11月18日				●	
釧路養護学校	令和4年12月20日				●	
釧路鶴野支援学校	令和4年12月23日					●
白糠養護学校	令和4年11月17日				●	
根室教育局	令和4年12月21日から23日まで	1			●	
根室高等学校	令和4年12月23日					●
別海高等学校	令和4年12月20日				●	
中標津高等学校	令和4年12月23日					●
標津高等学校	令和4年12月23日					●
羅臼高等学校	令和4年12月23日					●
中標津支援学校	令和4年12月23日					●
教育庁計	270	11	30	1	107	163

4 警察本部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
警察本部	令和5年6月19日から22日まで	3	5	1	●	
中央警察署	令和5年5月9日				●	
東警察署	令和5年6月22日					●
西警察署	令和5年6月22日					●
南警察署	令和5年5月10日		1		●	
北警察署	令和5年6月19日	1			●	
白石警察署	令和5年6月22日					●
豊平警察署	令和5年6月22日					●
厚別警察署	令和5年5月11日				●	
手稲警察署	令和5年6月22日					●
江別警察署	令和5年5月12日	1			●	
千歳警察署	令和5年6月22日					●
岩見沢警察署	令和5年6月22日					●
栗山警察署	令和5年6月22日					●
美唄警察署	令和5年4月12日				●	
滝川警察署	令和5年6月22日					●
赤歌警察署	令和5年4月13日		1		●	
芦別警察署	令和5年4月10日				●	
小樽警察署	令和5年6月22日					●
余市警察署	令和4年12月13日		1		●	
倶知安警察署	令和5年6月22日					●
岩内警察署	令和5年6月22日					●
伊達警察署	令和5年4月21日				●	
室蘭警察署	令和5年6月22日	1				●
苫小牧警察署	令和5年6月22日					●
門別警察署	令和5年6月22日					●
静内警察署	令和5年6月22日					●
浦河警察署	令和4年11月15日				●	
警察学校	令和4年11月11日				●	
函館方面本部	令和5年3月8日から10日まで				●	
函館中央警察署	令和5年3月7日	1			●	
函館西警察署	令和5年3月10日					●
森警察署	令和5年3月6日				●	
八雲警察署	令和5年3月10日					●

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
木古内警察署	令和5年3月10日					●
松前警察署	令和5年3月8日	1			●	
江差警察署	令和5年3月10日					●
せたな警察署	令和5年3月10日					●
寿都警察署	令和4年12月16日				●	
旭川方面本部	令和4年12月21日から23日まで	2	2		●	
旭川中央警察署	令和4年12月23日					●
旭川東警察署	令和4年12月23日					●
士別警察署	令和4年12月23日	1				●
名寄警察署	令和4年12月23日					●
枝幸警察署	令和4年12月23日					●
稚内警察署	令和4年12月20日	1			●	
富良野警察署	令和4年11月29日				●	
深川警察署	令和4年12月23日					●
留萌警察署	令和4年12月23日					●
羽幌警察署	令和4年12月23日					●
天塩警察署	令和4年12月23日					●
釧路方面本部	令和5年4月25日から27日まで		1		●	
釧路警察署	令和5年4月24日及び25日				●	
厚岸警察署	令和5年4月27日					●
弟子屈警察署	令和5年4月24日		1		●	
根室警察署	令和5年4月24日				●	
中標津警察署	令和5年4月27日					●
池田警察署	令和5年4月27日					●
本別警察署	令和5年4月27日					●
帯広警察署	令和5年4月27日	1				●
新得警察署	令和5年4月27日					●
広尾警察署	令和5年4月27日					●
北見方面本部	令和5年2月8日から10日まで		2		●	
北見警察署	令和5年2月7日				●	
遠軽警察署	令和5年2月10日					●
網走警察署	令和4年12月2日				●	
美幌警察署	令和5年2月6日				●	
斜里警察署	令和5年2月10日					●
紋別警察署	令和4年11月18日	1			●	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
興部警察署	令和4年11月15日				●	
警察本部計 70		14	14	1	31	39

一般会計及び特別会計の計 406		77	143	7	196	210
------------------	--	----	-----	---	-----	-----

○公営企業会計

1 建設部

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
建設部	令和5年6月20日から22日まで ほか	2	2		●	
建設部計 1		2	2		1	

2 企業局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
企業局	令和5年6月13日から15日まで ほか		1		●	
企業局計 1			1		1	

3 道立病院局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法	
		指摘	指導	検討	実地	書面
道立病院局	令和5年6月13日から15日まで	2			●	
江差病院	令和5年5月17日から19日まで	2	6		●	
羽幌病院	令和5年5月16日から18日まで		1		●	
緑ヶ丘病院	令和5年1月17日から19日まで	1	3		●	
向陽ヶ丘病院	令和5年2月8日から10日まで		4		●	
子ども総合医療・療育センター	令和5年1月17日から19日まで		1		●	
道立病院局計 6		5	15		6	

公営企業会計の計 8		7	18		8	
------------	--	---	----	--	---	--

定期監査結果の計 414		84	161	7	204	210
--------------	--	----	-----	---	-----	-----

(注) 表中では、建設部に対して実施した「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」の実地監査をそれぞれ計上している。部局実数は監査実施413部局、うち実地監査部局は203部局である。